

南北朝合一に伴う大犯三箇条の変化について

On the Modification of the Articles of the DAIBON-SANKAJI
Derived from the Unification of the NANBOKUCHO Dynasties

下 沢 敦
Atsushi Shimosawa

要約

14世紀中葉以後、守護が足利幕府に反逆して謀叛を起こす風潮を生じた。守護の謀叛を受けて立つ将軍は、謀叛を起こした守護を直断する必要に迫られた。将軍による謀叛人の直断は、守護の職権たる大犯三箇条の謀叛人検断条項と両立しなかった。三代将軍義満が謀叛人に関する将軍の上位検断権を最優先した結果、南北朝期末には、守護の謀叛人検断権行使は、著しく制約されるに至った。義満による南北朝の合一実現後は、守護が幕府に反逆して起こす謀叛位しか起こり得なくなったが、この段階に至り、大犯三箇条の謀叛人検断条項は、完全にその意味を失った。そこで、義満は、時議を見計らい、大犯三箇条の謀叛人検断条項を削除する措置を取った。その結果、御成敗式目に内蔵されていた自律的修復機構または自動的補正機構が自然に働いて、謀叛人検断の代わりに放火人検断が置き換わり、大犯三箇条の三条項は、放火・殺人・盗みの三条項に改まることになった。

キーワード：謀叛人検断

* 基礎教養科目担当

目次

- I はじめに
- II 南北朝期の守護職権の拡大
- III 守護の謀叛
- IV 謀叛人の降参
- V 室町殿による守護統制
- VI 南北朝合一の意味
- VII おわりに

I はじめに

足利幕府が開創され、南北朝期に入った当初、大体康永年間（一三四二～一三四五）前後の足利幕府初期の時期における大犯三箇条については、かつて拙稿「南北朝期に於ける悪党の法的位置付け」（共栄学園短期大学研究紀要第19号所収）で指摘した所であるが、①謀叛人の検断、②殺害人の検断、③悪党の検断、の三つの守護の検断事項として、一旦確立されたはずであった。これらの三つの守護の検断事項は、足利幕府が創設されてからまだ日の浅い南北朝期初期及び前期に、前代（鎌倉時代）以来の武家の基本法典であった御成敗式目（貞永式目）の第三条に規定されていた大犯三箇条が、大番催促の条項を失って変形し、再度定立されたものと考えられる。拙稿では、御成敗式目に出ている原初の大犯三箇条の三条項から「謀叛人・殺害人・悪党」の三検断事項への変化を、大犯三箇条が蒙った第一次の大きな変化であると位置付け、三カ条共に守護の検断事項として横並びに体系化され、整理された形に変わっていると主張した。ところが、夙に、故網野善彦氏は、『中世の罪と罰』の討論の中で、「大犯三箇条」は後になると、家焼きと盗みと殺害になるわけで、南北朝末、室町期からは確実にそうなっているのだらうと思いますが」云々との興味深い指摘をしている。（同書193頁）また、同書第6章「盗み」（笠松宏至氏執筆）の中では、享禄元年（一五二八）九月の河内観心寺の検断規式では、「家やき・人ころし・盗人」の三カ条は、御法に任せて成敗することを特記しているとか、この「家やき・人ころし・盗人」の三カ条は、かの『日葡辞書』がこの当時における「大犯三カ条」として掲げる三カ条と全く一致するとかといった、同様に興味ある指摘がなされている。（同書78頁）その上、同書の討論の中には、『邦訳日葡辞書』のダイボン（大犯）の項には、「大犯三箇条、すなわち、家焼き、人殺し、盗み。三つの大罪で、これを犯した者は、その罪によって死刑に処せられる。それは放火、殺人、盗みの三つである」と記されている。」との注記も掲げてある。（同書194頁）こうした言及を受けて、拙稿の中でも、大犯三箇条が蒙ったこの変化に言及し、室町期における大犯三箇条の三条項の変化は、大犯三箇条が蒙った第

二次の大きな変化ではないかとする見方を示しておいた。しかし、拙稿では、大犯三箇条の三条項が蒙った第二次の大きな変化の拠って来る所が奈辺にあるかを明らかにすることは、全くできなかつた。小稿は、大犯三箇条の三条項が蒙った第二次の大きな変化、つまり「謀叛人・殺害人・悪党」の三検断事項から「家やき・人ころし・盗人」の三検断事項への変化の原因を考えて見ることを主眼とするものである。なお、小稿では、『太平記』、『明德記』等の軍記物の記事に専ら依拠して記述しているため、使用している資料の性質上、厳密な年代の考証は、必要のない限り割愛することとし、引用部分にも、原則として、注を付さないことにした。引用は、最小限度に止め、適宜文字の字体を改め、記号・振り仮名等を省略するなどの改変を加えた。また、引用文献並びに参照文献については、小稿の末尾に一括して名前を掲げることとし、原則として、注記しなかつたことを予めお断りしておく。

II 南北朝期の守護職権の拡大

大犯三箇条が「謀叛人・殺害人・悪党」の三検断事項から「家やき・人ころし・盗人」の三検断事項へと変化を遂げる時期に当たるのが、康永年間以降の南北朝期である。先ず、この時期の守護の実際の様子を『太平記』の記事によって垣間見ておこう。『太平記』巻第三十三「公家・武家榮枯地を易ふる事」によると、14世紀半ば過ぎの当時の守護の実情として、「前代相模守の天下を成敗せし時、諸国の守護、大犯三箇条の検断の外はいろふ事無かりしに、今は大小の事、共にただ守護のはからひにて、一国の成敗、雅意にまかすには、地頭・御家人を郎従のごとくに召し使ひ、寺社・本所の所領を兵糧料所とて押さへて管領す。その権威ただいにしへの六波羅・九州の探題のごとし。」云々と説かれている。『太平記』の作者は、ここで、前代（鎌倉時代）と今（南北朝期）とを対比させ、鎌倉時代には、諸国に置かれた守護は、大犯三箇条の検断以外には関与することはなかつたが、それに引き替え、今の南北朝期では、諸国の守護が、一国の成敗を大小となく一切、雅意に任せて牛耳っており、分国内の地頭・御家人を郎従のように召し使い、寺社・本所の所領を兵糧料所として、押し取って支配している有り様だと批判を加えている。また、『太平記』巻第三十五「北野通夜物語の事」の中にも、かつては鎌倉幕府（六波羅探題か）の評定の末席に連なっていたと自称する「坂東声なるが、年の程六十ばかりなる」遁世者の言として、「それ天下久しく武家の世と成りしかば、尺地もその有にあらざといふ事無く、一家もその民にあらざといふ所無かりしかども、武威を専らにせざるによつて、地頭あへて領家を侮らず、守護かつて検断のほかにはいろはず。」云々とこの言明が見られる。鎌倉時代に諸国に置かれていた守護は、大犯三箇条の検断事項以外の事項には関与することはなかつた点が、かつての鎌倉幕府関係者の証言として再度確認されている。ここに引用した『太平

記』の記事の中で言及されている大犯三箇条は、文脈から見て、当然、御成敗式目第三条に規定されている大犯三箇条であろうが、足利幕府も、創設当初から南北朝期前期にかけての時期には、上記第一次の変化を蒙った大犯三箇条の三条項を固く守るように、繰り返し、守護に義務付けていた。その点は、例えば、建武五年（一三三八）後七月二十九日の沙汰である「諸国守護人の事」や、貞和二年（一三四六）十二月十三日の沙汰である「同じく守護人非法条々」第一条などに明らかである。「諸国守護人の事」では、「右、守護を補せらるるの本意は、治国安民のためなり。人のために徳ある者これを任じ、国のために益なき者これを改むべきの処、或は勲功の賞に募り、或は譜第の職と称して、寺社本所領を押妨し、所々の地頭職を管領し、軍士に預け置き、家人に充て行ふの条、はなはだ然るべからず。固く貞永式目を守り、大犯三ヶ条のほか、相縊ふべからず。」と規定され、「同じく守護人非法条々」第一条では、「一 大犯三箇条<付けたり。苅田狼藉・使節遵行>のほか、所務以下に相縊ひ、地頭御家人の煩ひを成す事。(中略) 以前条々、非法張行の由、近年あまねく風聞す。一事たりといへども違犯の儀あらば、たちまち守護職を改易すべし。もし正員存知せず、代官の結構たるの条、蹤跡分明ならば、則ちかの所領を召し上ぐべし。所帯なくば、遠流の刑に処すべし。」と規定されている。このような法令が幕府創設の当初から繰り返し出されていた所から見ると、南北朝期における大犯三箇条は、守護の職権事項であると同時に、守護に課せられていた職責事項としての色彩が濃く、守護の義務的な側面を併せ持っていたことは否定できない。南北朝期前期に至って、御成敗式目以来の大犯三箇条の中の大番催促条項が消失した代わりに、悪党規定がそれに置き換わったと考えられることについては、前掲拙稿で指摘した。尤も、貞和二年十二月十三日の「同じく守護人非法条々」第一条に見えている通り、南北朝期に入ると、大犯三箇条には、新たに「苅田狼藉」と「使節遵行」の二つの職権事項（職責事項）が付けたりとして追加され、守護の職権事項（職責事項）の範囲は、拡大していた。その上、14世紀中期に起こった観応の擾乱の頃からは、半済の実施により、荘園年貢の半分は、守護の手に渡るようになり、同時以降は、守護請も増大し、守護の荘園侵略が進み、守護の分国は、急速に守護領国化を遂げて行くと言われている。上掲の『太平記』の記述は、守護及び守護職の在り方がこのように激しく推移変化する状況を叙したものであり、鎌倉時代の守護から南北朝期の守護へは、質的に大きな変化を遂げつつあることが伺われる。南北朝期の守護職の質的な変化を法的に裏付けて促したのは、やはり、建武三年（一三三六）十一月七日に制定された建武式目第七条の「諸国の守護人、ことに政務の器用を択ばるべき事」の規定だったと考えられる。第七条は、「当時のごとくば、軍忠に募りて、守護職に補せらるるか。恩賞を行はるべくば、庄園を充て給ふべきか。守護職は上古の吏務なり。国中の治否ただこの職による。もつとも器用を補せられば、撫民の儀に叶ふべきか。」との規定であるが、その中で、「守護職は上古の吏務なり。」と言明されている点に注目したい。吏務とは、国司のことで

あり、建武式目の制定者は、守護職は、昔の国司に相当する職だと言っているのである。つまり、足利幕府開創期の幕府当局は、開幕の当初から、大犯三箇条を厳守するよう諸国の守護に命ずる一方で、守護職に、大犯三箇条以外の、多岐に亘る国司の吏務的な職務内容を持たせていたわけである。南北朝期には、この条項を主な根拠として、守護が国衙の機能を吸収して行き、同時に前代の地頭・御家人といった在地領主である国人の被官化を推し進めて行くが、昔の国司の職掌を引き継いだ守護が、国人を組織して被官にするのも、領けないことではない。剩え、守護は、荘官や名主すら被官化するようになって行くと言われているのである。

しかし、小稿では、差し当たり、先ず、南北朝期に入ってから間もない足利幕府創設期の守護は、前代以来の大犯三箇条が第一次の変形を蒙った康永時の大犯三箇条（謀叛人・殺害人・悪党の三検断事項）を主要な職権事項として認められると同時に、職責事項としてそれらを課せられていたことを確認しておきたい。特に、大犯三箇条の中の謀叛人検断条項の意味については、後に小稿での議論の焦点になるので、ここで、南北朝期における謀叛人検断条項の基本的な役割について、少しだけ振り返っておくこととしたい。足利幕府（後に、三代将軍足利義満が室町花の御所に移ってからは、室町幕府に変わる）の初代将軍足利尊氏が後醍醐天皇の建武政権に背いて、新田義貞の率いる官軍と戦って入京したのは、建武三年の正月のことであった。しかし、それに続いて、尊氏の率いる軍勢は、畿内で戦い、後醍醐の朝廷軍に敗績した。そこで、尊氏は、赤松円心の献策に従って、後醍醐の大覚寺統と並ぶもう一つの皇統である持明院統を抱き込む方針を固め、一旦九州まで落ち延びる途中、備後国鞆の津で、醍醐寺三宝院賢俊の媒により、持明院統の光厳上皇の院宣を受け取った。この時点が、大犯三箇条の謀叛人検断条項の持つ意味を決定的に転換させることになった。持明院統（後に、尊氏が光厳の弟光明を天皇の位に据え、後醍醐が幽閉を脱して、吉野へ逃れてからは、北朝に変わる）の下に身を置いたことによって、足利方の軍勢は、後醍醐の朝廷に反逆する朝敵から、一転して、持明院統の朝廷に反逆する朝敵の追討及び討伐に当たる官軍に変じたのである。この時、足利方の軍勢は、一斉に錦の御旗を掲げた。この替わり身の早さは、日本史上有数の水際立った鮮やかさを示している。以後、尊氏が、後醍醐方の軍勢と戦う場合は、必ず、新田方延いては後醍醐方を朝敵・謀叛人・凶徒と見做して、麾下の守護の軍事動員と後醍醐方の軍勢の討伐を繰り広げて行く。当然の結果として、足利方の守護の帯びる職権・職責としての大犯三箇条の内、謀叛人検断条項は、勿論、将軍尊氏の軍事動員命令（軍勢催促）を受けた上でのことではあるが、持明院統側から見た朝敵・謀叛人・凶徒たる後醍醐方（後に、後醍醐が幽閉を脱して、吉野へ逃れてからは、南朝方になる）の討伐戦において、将軍尊氏からの軍勢催促を受けて守護の軍事指揮権が発動される場合には、最も有力な根拠を成す梃子の働きをしていたのである。言うまでもないことであるが、南朝方に帰服し、南朝の錦の御旗を押し立てて、

北朝一足利幕府に敵対する武装勢力は、全て皆、北朝一足利幕府側から見た朝敵・謀叛人・凶徒と見做されることとなり、守護が分国から動員した軍事力だけによるとは限らないが、足利幕府の遂行する武力討伐（凶徒退治）の対象とされることになった。守護のこの軍事指揮権を見ても明らかのように、謀叛人検断権を含む大犯三箇条の規定は、足利将軍が任命する守護の職権事項であると同時に、守護の職責・義務事項でもあり、むしろ義務的側面の方が強かったことが伺えよう。康永年間、南朝の創始者後醍醐を始め、南朝の主力軍の大將たる新田義貞や北畠顕家等は既に亡く、足利尊氏・直義兄弟による所謂「二頭政治体制」が軌道に乗っていた頃である。しかし、謀叛人・殺害人・悪党の三検断事項から成る康永時における大犯三箇条は、その後末永く維持されることはなかった。それから半世紀程経ち、室町時代に入る頃には、大犯三箇条が、家焼き・殺害・盗みの三検断事項に変化していたのである。それは、一体何故なのであろうか。

Ⅲ 守護の謀叛

『太平記』によれば、貞和五年（一三四九）閏六月三日に記されたとされる「雲景未来記」で予言されていた通り、14世紀中葉に至ると、観応の擾乱が起こり、足利幕府が分裂し、深刻な内訌を繰り返すようになる。将軍家の執事高師直の失職に始まり、師直の反逆、将軍尊氏の弟直義の失脚、直義に代わって政務に就いた尊氏の嫡子足利義詮の関東からの上洛、尊氏の実子にして直義の猶子である足利直冬の反逆とその討伐、義詮に政務を交替して隠遁出家していた直義の南朝との和睦による巻き返し、尊氏・師直方の敗北、尊氏・直義兄弟の和解と師直兄弟殺害、尊氏・直義兄弟の不和再燃、尊氏の南朝との和睦と直義追罰のための東征、直義の降参、鎌倉での直義殺害と、前代未聞の混乱状態が続く。執事と主君、実弟と実兄、実子と実父等々、足利将軍家を舞台に、君臣・骨肉の相剋が巻き起こり、「雲景未来記」の予言通りに「下剋上」の時世粧が到来する。観応の擾乱に乗じ、「正平一統」と唱え、一旦は尊氏と和睦したはずの南朝軍が、正平七年（一三五二）閏二月、将軍尊氏の留守を狙って、北朝朝廷一足利幕府の所在地である京都に進攻した。この時、関東から上洛して、直義に代わって政務に就き、尊氏の留守を預かって京都の幕府にいた嫡子義詮が、南朝軍の攻撃に敗れて、京都から逃走する羽目になり、京都は、一時南朝軍に占領された。南朝軍は、早速、置き去りにされていた北朝の光厳・光明両上皇、正平一統により廃位された崇光天皇（当時上皇）及び同じく廃太子となった花園皇子直仁親王（実は、光厳の実子だったと考えられている）を一人残らず皆拉致して、後醍醐の後を承けた南朝の後村上天皇が本営としていた八幡に連れ去った。これより先、南朝方は、偽器と決め付けていた三種の神器を北朝から奪い去っていた。二上皇及び廃帝及び廃太子は、河内国東条を経て、大和国賀名生に送られ、幽閉された後、河内国金剛寺に移され、幽閉され

ていたが、一足先に帰洛した光明上皇を除く他の皇族は、延文二年（一三五七）二月に至って、漸く解放された。一方、足利幕府は、すぐさま京都を奪回したが、南朝方による二上皇及び廃帝及び廃太子の拉致によって、持明院統のめぼしい皇族を全て一挙に失い、しかも三種の神器も南朝方に持ち去られていて、極度の難局に直面したが、急遽光厳の末子弥仁を非常に苦しい切羽詰まったやり方で無理やり位に即け、主人を失った北朝朝廷を強引に立て直した。こうして、後光厳天皇が誕生する。後光厳の擁立によって何とか北朝最大の危機をしのいだが、主な皇位継承者と皇位の象徴である三種の神器を全て失った北朝朝廷の権威の失墜には、甚だしいものがあり、自らの権威の源泉を専ら北朝朝廷に依存していた幕府の威信も、同時に地に墜ちてしまった。これは、後々まで響いたようである。

ところで、このような物情騒然たる混乱を極めた情勢下であって、観応の擾乱以降、次第に顕著になって来る、ある一つの新しい徴候がある。それは、守護・元守護による足利幕府への謀叛の頻発の傾向である。勿論、南北朝期に入って以来、武家社会だけに限らず、当時の列島社会では、幕府方から南朝方への寝返りや裏切り行為、或いは、その反対に南朝方から幕府方への寝返りや裏切り行為などは、数限りなく後から後から発生して来ていたので、南北朝期の当時においては、寝返り行為や裏切り行為それ自体は、一々取り立てて論ずるまでもない最もありふれたことではあった。ただ、そのような寝返り・裏切り行為が、幕府が任命した守護によって引き起こされ、それが幕府に対する守護の謀叛現象として立ち現われるようになって来た所に、軽視できない問題性が潜んでいたのである。小稿では、この謀叛行為を、下位の者が上位の者、特に為政者に反逆して叛乱を起こす行為と捉えることとしたい。吉良・石塔などの足利氏一門中の名族や、同じく足利一門中の名族で越前国の守護だった斯波高経や、越中国の守護だった足利一門の桃井直常等は、足利將軍家の深刻な内訌の勃発当初から、直義派に属していた。従って、彼等が師直派延いては尊氏派（將軍派）に執拗に敵対し続けるのに、特に不思議はない。しかし、観応の擾乱の当初師直派・尊氏派に与していた守護達さえもが、やがては、將軍尊氏や二代將軍義詮を裏切って、幕府に齒向かい、盛んに謀叛を起こすようになったのである。

今暫く、主として『太平記』に記す所に依拠しつつ、この守護の謀叛の問題に触れて見ることにしよう。なお、『太平記』という軍記物の性質上、正確な史実に触れることは余り期待できないことを予めお断りしておく。何しろ、取り上げる事柄が事柄で、謎の多い謀叛であるだけに、厳密に史実の正確さを追求することは、現代においては最早無理な相談と思われるので、差し当たりは、出来事の凡その輪郭を表面的に辿るだけで十分と考える次第である。

『太平記』卷第三十二「山名右衛門佐敵と為る事」によると、山名師氏が、若狭国にある所領齋所今積の問題で、幕府の有力者佐々木導譽に軽くあしらわれたのを怒り、単騎伯耆国へ落ちて行き、父親の山名時氏に泣き付いた。師氏の話聞いた時氏は、大いに激怒

し、「やがて宮方の御旗を揚げ」、南朝方と示し合わせて挙兵し、先ず出雲国・伯耆国・隠岐国・因幡国の四ヵ国を席卷してから、丹波路を経て、京都へ攻め上って行った。しかし、この真相は、山名氏が、佐々木氏との間で年来出雲国の守護職を争っていたという事情が裏にあったと言われている。『太平記』の年代記載は、例によって不正確この上ないが、観応の擾乱が直義の横死を以て終了した少し後に事件が持ち上がったことになっていて、南朝方に転じた山名軍が京都へ攻め上ったのは、文和二年（一三五三）五月から六月へかけての頃とされている。観応の擾乱で直義に与して將軍尊氏に離反し、守護職を剥奪されるまでは、時氏は、幕府の侍所頭人を務めた経験を持ち、伯耆国・若狭国・丹波国の守護であった。時氏は、直義派に属していた関係から、直冬派になり、南朝方に付いた直冬に従って、この時、南朝軍と提携したのであるが、南朝の旗を掲げて幕府に反逆し、幕府の所在地京都にまで攻め上っているのは、幕府側から見れば、間違いなく、將軍尊氏に対する謀叛に他ならない行動と言える。しかし、当時、尊氏は、直義軍を討伐するために鎌倉に下って行ったままだったので、実際に山名の謀叛軍—南朝軍の攻撃を受けて、京都から没落する羽目になったのは、またしても、將軍の留守預かり役の義詮であった。この時、義詮は、まだ即位式も挙げていない後光厳を奉じ、近江国を経て、美濃國小島まで落ち延びた。正平一統を破った南朝軍の京都進攻及び京都占領時の皇位継承者の拉致のような憂き目を再び見ないように、必死に美濃まで逃げ延びたのであろうが、次代の將軍候補義詮にとっては、南朝軍や山名の謀叛軍の攻撃を受けての京都没落は、既に何回目かになる計算で、相当な屈辱だったに相違あるまい。しかし、間もなく、義詮は、難なく京都を奪回し、山名軍は、京都を捨てて撤退した。同年九月には、大軍を率いて西上して来た父尊氏も、美濃垂井で後光厳に合流し、將軍父子は、後光厳に供奉して帰洛した。將軍父子は、京都を回復すると、早速「中国凶徒退治」という名目で山名攻めに取り掛かり、義詮は、翌文和三年（一三五四）十月、播磨国に発向した。すると、山名側は、南朝の後村上天皇から京都攻撃の綸旨を得た上で、直義派の領袖である直冬を大将に仰いで、十二月、再び山陰道七千騎の兵を率いて、京都に攻め上り、南朝軍とも連携を取りつつ、再度京都を襲った。この時、尊氏は、後光厳を奉じて、近江国武佐寺へ逃れたが、年明けて、文和四年（一三五五）正月、比叡山に布陣して、京都奪回を狙った。この時、直義派の元越中守護桃井直常、越前守護斯波高経及び子息氏頼は、直冬派として、南朝側に立って山名軍と連携しており、北陸二ヵ国の守護・元守護の軍勢三千余騎が、幕府に敵対して、京都に襲来した。従って、この時京都を襲ったのは、南朝軍と言うよりは、実質的には、むしろ大将直冬の指揮下にあった「謀叛人連合軍」と呼び得る軍勢だった。一時京都を占領した南朝軍—直冬軍は、將軍側の巻き返しに対して、洛中で東西に敵を受けて戦う作戦を立て、軍勢を配置した。同年二月六日、山名軍は、義詮軍と山崎の近くの神南で衝突し、激戦となった。山名軍は、この戦いでは、家紋である三引両の笠符を着けて戦っているのので、南朝軍

と呼ぶよりは、山名の謀叛軍と見た方が正確かもしれない。山名軍は、この戦いに敗れるが、川村弾正の戦死により辛くも命を永らえた時に山名師氏が吐いた「われこの乱を起して天下を覆さんとせし始めより」云々の科白は、『太平記』に出ているので、真偽の程は定かではないが、謀叛人の科白として捉えれば、首肯され得る科白であろう。この後、尊氏軍と南朝軍は、京都を舞台にして合戦を繰り返した。比叡山から東山に降りて来た尊氏軍は、敵が側面から襲い懸かる時に京中を見透かせるように、毎日毎夜東山から降りて来て、京中を焼き払った。一方、謀叛人連合軍の大將直冬は、東寺を本陣とし、ここに城郭を構えて、陣取っていた。尊氏軍は、京中の各所で、桃井直常の越中勢と戦い、斯波高経の越前勢と戦った。両軍の間で、一進一退の戦いが延々と続き、その間に、京都の市街は、焦土と化した。結局は、將軍方が優勢になり、同年三月十三日、直冬は、遂に東寺から撤退した。『太平記』によれば、撤退した後、直冬が石清水八幡宮の御託宣を伺った所、「たらちねの親を守りの神なればこの手向けをば受くるものかは」との神歌を受けたので、直冬に与した諸將は、直冬を大將に戴いて將軍と戦うのでは、到底勝ち味がないと考え直し、皆自分の国へ去って行ったと言う。また、直冬が東寺から撤退した翌日、東寺の門前に、「深き海高き山名と頼むなよ昔もさりし人とこそきけ」などと擲擧する落首が立ったとも言う。この東寺合戦の結果、荒廃し切った京都の惨状は、『太平記』巻第三十三「飢人身を投ぐる事」に、「今度の東寺合戦の時、地を払つて京・白河に武士の館の外は、在家の一字もつづかず。離々たる原上の草、累々たる白骨、くさむらにまとはれて、ありし都の跡とも見えず成りにければ」云々と記されている。こうした惨澹たる被害の遠因にもなった山名時氏父子の反逆であるが、以上に『太平記』に依拠して略述した時氏父子の反幕府行動は、『太平記』の作者の見解によれば、紛れもなく、「謀叛」に他ならなかった。『太平記』巻第三十四「宰相中将殿に將軍の宣旨を賜ふ事」に、「去んぬる文和二年六月に山名伊豆守が謀叛によつて、主上帝都を去らせおはしまして、越路の雲に迷はせたまふ。ここに新田掃部助、山名が謀叛に節を得て」云々と出ている。

また、この頃、周防国の豪族大内氏は、南朝の後村上の皇弟満良親王を奉じ、周防・長門の二カ国を切り取って、自己の支配下に置こうとしていた。大内氏は、長弘以来、足利幕府から周防国の守護職を与えられていたと考えられているが、観応の擾乱で直冬派に与して、守護職を剥奪された。大内弘世は、直冬派の有力者として、南朝に投じ、南朝から周防・長門の守護職を貰い受け、幕府方の長門守護厚東義武と戦っていた。従って、弘世は、足利幕府側から見れば、山名時氏と同様に、れっきとした謀叛人であった。時氏は、この機に乗じて、山陰地方を自己の勢力下に収め、やがて山陽地方にまで進出し始めた。直冬も、安芸国を根拠地にして、勢力を養った。ここで、將軍尊氏は、細川頼之を大將として、中国の直冬派の征伐に当たさせたが、南朝方に回った山名・大内等の直冬派の大勢力に行く手を阻まれ、頼之の征伐は、捗々しくは進捗しなかった。

延文元年（一三五六）正月には、一時は南朝方となって將軍尊氏に反逆し、幕府に敵対していた越前守護斯波高経が、尊氏に降参し、幕府に帰参した。斯波氏は、吉良氏などと並んで、足利一族中随一の名門で、元来は足利と名乗っていた程家格が高かったが、そのためか、足利將軍家からは別格の待遇を受けていた。高経が南朝方に荷担していた当時、「越前守護」と呼ばれ続けていたのが、その何よりの証拠と言われている。『中世の罪と罰』第7章「夜討ち」（笠松宏至氏執筆）には、凡そ武士の世界には、古来「降参した敵は、その罪を免ずる」というルールが存在していたとの指摘がある。（同書101頁）恐らくは、尊氏も、高経降参の件では、その古来のルールに則った処置を講じたに違いあるまい。また、高経には、越前守護として、かつて越前国内に勢力を伸ばそうと盛んに活動していた新田義貞の一族と激闘を繰り広げた実績があったが、こうした戦績も与かって、幕府への帰参の際に考慮されたのであろう。『太平記』卷第三十九「神木入洛の事」には、二代將軍義詮が、様々に弊礼を尽くして高経を招請し、降参を促したと書かれている。しかし、いくら足利將軍家一門中の名門守護が降参して出て来たと言っても、一度は幕府に背き、南朝に協力して京都を攻めた謀叛人に他ならない守護に対する幕府帰参の許可、その上、謀叛の事実を不問に付し、守護職をそのまま認めるという甚だ寛大且つ不徹底極まる処置が、大犯三箇条の謀叛人検断条項の持つ実質的意義を大きく後退させる一つの有力な契機となったことは覆い難いであろう。謀叛人に他ならない守護に謀叛人検断権を持たせておくことは、大犯三箇条の謀叛人検断条項の自己否定に近いのではあるまいか。守護に限ったことではないが、こうした降参や帰参は、当時、枚挙に遑がない程繰り返されていたと思われる。なお、『太平記』によれば、高経は、幕府帰参後、越中国の守護職をも手中にしたが、分国支配は、守護代に任せ切っていい加減にしていたので、当時信濃国に逃れていた元越中守護桃井直常から逆襲され、容易く越中国内を靡かされたと言う。

延文三年（一三五八）四月三十日、越前守護斯波高経の降参を受け入れ、幕府に復帰させた初代將軍尊氏が死去して、同年十二月八日、嫡子義詮が二代將軍に就任すると、新將軍義詮は、早速畿内の南朝勢力に大攻勢を掛けたが、決定的な戦果も挙がらずじまいに終わった。延文五年（一三六〇）の將軍帰洛の際に、関東から二十万とも言われた大軍を率いて上洛し、南朝攻撃に参加していた関東執事畠山道誓（俗名国清。当時伊豆国・武蔵国の守護）が、当時三河国・伊勢国・伊賀国・志摩国四ヶ国の守護職を持ち、幕府で大いに権勢を振るっていた執事仁木義長を排斥する運動を起こし、細川・土岐・佐々木などの執事義長の権勢を快く思わない幕府の有力大名諸氏を語らい、味方に引き入れた。彼等は、早速仁木打倒の謀略を巡らし、同年七月、兵を起こした。甚だ不穏なこの動きに接し、將軍義詮を擁している義長は、敵対勢力を朝敵と見做し、直ちに後光厳天皇による朝敵追罰の綸旨と將軍義詮の御教書を貰い受けたが、佐々木導誉の計略により義詮に逃げられ、幕府内に地歩を失った義長は、京都の自邸を焼き払い、一族を率いて、分国伊勢国へ逃れ落

ちて行った。その頃、京都六角堂の門扉に、「いしかりし源氏の日記失ひて伊勢物語せぬ人も無し」の一首が書き付けられたと『太平記』には出ている。伊勢国に落ちて行った義長は、幕府に反旗を翻し、一族や吉良満貞・石塔頼房などを語らって、三河・伊勢・伊賀などの東海道の軍勢を以って、幕府側と渡り合ったが、敗北を重ね、味方の軍勢が減少したので、伊勢長野の城に立て籠った。義長の立て籠る長野城は、長期間に亘って、幕府が差し向けた佐々木崇永（俗名氏頼。近江国の守護）・土岐善忠（俗名頼康。美濃国・尾張国の守護）の率いる仁木追討の七千余騎の大軍に包囲されていたが、義長は、寡兵ながら頑強に抵抗を続けた。しかし、日増しに勢力を失ったので、とうとう南朝に服属することを南朝側に申し入れた。『太平記』巻第三十六「仁木京兆南方へ参る事」では、南朝側の廷臣の反応として、「かれが平生の振舞ひ悪として造らずといふ事無し」、「まづ多年の芳恩を忘れて、義詮朝臣を背くほどの者なれば、君の御ために深く忠義を存ずべしや」、「悪行においては天下第一の僻者ぞ」などと、幕府に敵対する謀叛人となった義長の人となりを甚だしく貶めている。

その謀叛人仁木義長とかねてから敵対関係にあった將軍義詮の執事細川清氏は、自身若狭国の守護であったが、やはり権勢に驕っていた。かつて斯波高経の分国越前国の守護職を望んだが、尊氏に容れられず、怒って阿波国に出奔したことがあり、また、かねてから加賀国の守護職や摂津国の守護職などの守護領国の問題に絡んで、佐々木導誉・斯波氏頼等との間に確執があったが、康安元年（一三六一）九月、導誉の謀計により、將軍呪咀の願書を書いた嫌疑を掛けられ、將軍義詮に野心を疑われ、今熊野社に逃げられた。無実の由を義詮に申し入れても聞き入れられず、失脚した清氏は、導誉の謀略に陥れられたと悲憤慷慨したが、最早手遅れで、とうとう分国若狭国に落ちて行き、小浜城に立て籠った。しかし、腹心の部下頼宮四郎左衛門にも裏切られ、小浜城をも没落し、身の置き所を失った清氏は、少数の手勢を引き連れて南方に落ち、石塔頼房を介して南朝に降った。清氏が京都を没落した後で、導誉の婿となっていた斯波氏頼が後任の執事候補に挙がったが、幕府に降参したかつての謀叛人である父の高経がこれに反対し、愛児である未だ幼い三男義将を執事職に据えて、自分自身が幕府政治の実権を握ろうとした。

一方、その頃、仁木義長失脚に至る政変の立役者となった関東執事畠山道誓は、南方退治の大將として自ら率いて上洛した関東の大軍勢が、長きに亘る在陣に倦み疲れ、国元の様子が気になって、暇も乞わず「抜け抜けに大略本国へ下り」散ってしまった後、自分も関東に帰っていたが、東国の国人等の排斥運動を受け、同年十一月、主君の鎌倉御所（鎌倉公方）足利基氏に異心ありとの疑いを掛けられた。かくなる上は、陳弁しても叶うまいと悟った道誓以下義深等の畠山兄弟五人は、道誓の分国伊豆国へ落ちて行き、修善寺城その他の城に立て籠った。その後、道誓の弟義深は、信濃国へ行き、諏訪氏と示し合わせて、幕府に敵対した。畠山兄弟の立て籠る修善寺城等には、基氏が率いる関東八ヶ国の大軍勢

から成る討伐軍が襲来して攻め立てたが、畠山兄弟の頑強な籠城戦に、基氏は、暫くの間攻め悩んだ。しかし、畠山兄弟は、基氏の降伏勧告を受け入れ、遂に降参した。その後、弟義深は、幕府への帰参が叶って、後年「貞治の政変」で斯波高経が失脚した後を襲って、越前守護になったが、道誓と弟義熙は、出し抜かれて討つ手を掛けられると疑って、基氏の箱根の陣を逃げ出して上洛し、南朝に降参して頼ろうとしたが、南朝方の楠木氏からは聞き入れられず、南都や山城国の辺りを放浪した揚げ句、遂に兄弟揃って窮死したと『太平記』巻第三十八「畠山兄弟修善寺の城にたて籠る事」には出ている。

その一方、南朝に降っていた細川清氏は、当時の情勢を分析して、京攻めを南朝に進言した。南朝の柱石だった楠木正儀は、「京都を攻め落とすのは容易だが、一時占領しても、すぐに再び敵に奪回されてしまう」と反対したが、「一夜の程なりとも、雲井の花に旅寝してこそ、後はその夜の夢を忍ばめ」との御意により、年内の京攻めの実施と決まった。京勢（幕府軍）は、今や南朝軍の大將となった清氏の予測通り、京都に進攻した南朝軍を阻止できず、同年十二月八日、将軍義詮は、またもや、後光厳を奉じ、近江国武佐寺まで落ちて行った。入れ替わって入京した南朝軍は、将軍の御屋形を焼き払った。当時四歳だった義詮の嫡子義満は、侍臣に抱かれて一旦建仁寺に匿われた後、竹を編んで回りを囲った輿に乗せられて、昼夜兼行で急ぎ播磨国に逃れ、守護の赤松則祐を頼ったと言う。しかし、各地の南朝方がこれに呼応できず、楠木正儀の予測通り、京都はすぐに将軍義詮により奪回された。洛中の凶徒等を難なく追い落としたとの報を得て、後光厳も、年明けて後、翌康安二年（一三六二）二月、やがて還御なった。一方、清氏には、軍勢が寄り付かず、孤立した清氏は、同年正月には四国に渡って、味方の軍勢を募り、再度京に上って将軍を討とうと図った。これを知った中国管領細川頼之が清氏追討軍を率いて讃岐国に上陸し、清氏が陣を構えている白峰と睨み合いになったが、同年七月二十四日、「軍立てあまりに大早りなる人」だった清氏は、頼之の策謀に誘い出され、単騎白峰城を飛び出して奮戦したが、あえなく討ち死にしてしまった。

以上、粗雑極まる素描程度ではあるが、観応の擾乱の後、足利幕府の要人となっている守護が、自分の野心や願望を実現できなかつたり、他の守護連中から排斥されて幕府内での地歩を失ったり、策謀家の政治的謀略に陥って失脚したりすると、たとえ足利一門であっても、容易に幕府を裏切って、南朝方に寝返り、幕府に反旗を翻して謀叛を起こすと言う弊風を生じたことを見た。

IV 謀叛人の降参

細川清氏の謀叛は、佐々木導誉によって仕組まれた政治的謀略から引き起こされたが、幕府に反逆し、謀叛人となった守護に対する足利幕府の標準的な対応の仕方を示す事件で

あった。現代人の常識的感覚に照らして容易に推し量れる通り、将軍に反逆する謀叛人が守護の間から現われ出た場合には、将軍が、幕府に反逆して謀叛を起こした守護から、幕府が付与した守護職を始めとする一切の公職を剥奪し、それと同時に、その謀叛には関与しなかった、幕府側に立つ他の守護に将軍から直接追討命令を出して、謀叛人と化した守護を追討させる。南北朝期に入って以来、取り分け観応の擾乱勃発以後、幾度となく繰り返されて来た対応策であり、前節では、その一端を垣間見た。しかし、公式通りに解決されない場合も生じて来ていた。例えば、前述した斯波高経の降参の場合がそうである。

謀叛人大内弘世は、前述のように、周防・長門の両国を実力で切り取って、自分の支配下に置いていたが、貞治三年（一三六四。実際は、その前年だったらしい）の春の頃に、事実上押領していた両国の守護職を認めて貰えるならば、幕府に降参しようとの話を持ち掛け、将軍義詮と交渉した。『太平記』巻第三十九「大内介降参の事」には、そのように出ているが、実際には、この和平案は、当時の鎮西探題斯波氏経を介して、義詮の方から大内氏に話を持ち掛けたい。義詮が守護職を餌にして大内氏の降参を勧誘したというのが真相だった可能性が強い。何れにせよ、足利幕府は、謀叛人との間で、守護職の取り引きをしたのである。これによって、それまで幕府から与えられた長門国の守護職を保持していた厚東氏は、守護職を召し放たれることとなり、この恨みに報いるべく、九州へ渡って南朝方の菊池氏を頼り、大内氏を攻めようとした。大内氏は、三千余騎を率いて逆に豊後国に押し寄せたが、二度目の合戦に敗れて菊池勢に包囲されたので、降参して助命され、分国に帰ってから、京都に上ったと『太平記』には書かれている。何故ここに至って幕府が謀叛人と取り引きしたのかを考えると、第一に、当時の幕府の軍事的実力が乏しかったので、幕府としては、有力大名の保持する軍事力を少しでも多く欲しがっていたことが挙げられよう。大内氏程の有力な南朝方大名を降参の形で幕府陣営に引き入れれば、その分だけ南朝側の勢力が殺がれる道理である。この当時の情勢は、九州では、南朝の征西将軍懐良親王が全盛期を迎え、ほぼ九州全土を制圧して、威を振るっていたと言われる。また、中国地方では、大内氏と山名氏が南朝方として、それぞれに足利直冬を盛り立て、幕府から自立していた。幕府の中国探題には、細川頼之が任じられていたが、頼之が細川清氏討伐のために四国に赴いている間に、山名時氏は、山陽方面に進出し、石見国にいた直冬も、安芸の国人を従えて、山名勢に合流していた。こうした南朝の勢力の及ぶ広大な領域の一角が、幕府側に寝返れば、中国・九州地方の勢力地図は、当然大きく塗り替えられることになったわけである。

そして、大内弘世に続いて、山名時氏・師氏父子も、幕府に降参する形で、幕府に帰参した。この時、時氏は、実力で押領していた因幡国・伯耆国の他、丹波国・丹後国・美作国の五カ国の守護職を幕府から安堵されている。世人は、「元来多年旧功の人々、皆手を空しくして、時氏父子の栄花、時ならぬ春を得た」有り様を見て、「多く所領を持たんと思は

ば、ただ御敵にこそ成るべかりけれ」と口をひそめて言ったと『太平記』巻第三十九「山名京兆、御方に参らるる事」に出ている。旧分国に居座り続け、南朝の旗を掲げて幕府に反逆して以後、長年幕府に敵対し、その間周囲の諸国を掠め取り、二度までも幕府所在地の京都を攻めた経歴を持つ、文字通り「謀叛人の中の謀叛人」とも言うべき山名時氏・師氏父子が、実にあっさりと幕府への帰参が叶ったわけである。しかも、山名父子は、幕府への降参を条件に、守護職を五ヶ国分も認められた。その理由は、大内氏の場合とほぼ同様であったろう。幕府にとっては、この時期に当たり、山陰地方を中心に中国地方に一大勢力を築き上げていた有力大名の山名氏が、南朝を離れ、幕府陣営に帰服して来れば、今後の戦局展開の上で、非常に有利になるに違いなかった。そして、確かに、この大内・山名両氏の幕府帰参の結果、両氏に擁せられて中国地方に覇を唱えていた足利直冬の勢力は、たちまち見る影もなく衰え切ってしまったのである。

しかし、幕府と謀叛人大内や謀叛人山名との間で、幕府への降参を条件として、守護職の取り引きが成り立ったということは、14世紀中期当時の守護職の内実の何たるかを伺わせるに足るものがあるように思われる。降参の交渉の当事者となった幕府側と謀叛人大内弘世や謀叛人山名父子の側の念頭に、前代以来の守護職権としての大犯三箇条が置かれていたとは到底考え難い。ここに、当時の幕府及び守護級の有力大名の間における、甚だしい程の大犯三箇条軽視の傾向を見て取ることができよう。取り分け、大犯三箇条の中の謀叛人検断条項については、独立の守護職権としては、交渉の両当事者共にそれを全く考慮に入れてもいないことを確認できる。改めて言うまでもないが、守護自身が謀叛人になることは決してないと言う当然の前提が成り立たなくなれば、大犯三箇条の謀叛人検断条項は、守護職権としての生命を失ってしまうのである。『太平記』に出ている通り、当時の守護職は、守護の所領そのものであったのであり、大犯三箇条と呼ばれる守護職権、取り分け、その中の謀叛人検断条項の方は、守護からも、幕府からも、ほぼ完全に度外視されるようになっていたわけである。こうなった事情を尋ねれば、一つには、前節で既に触れた斯波高経の降参を挙げられよう。高経は、直義派となって將軍尊氏を裏切って以後、直冬派延いては南朝方に付き、京都の争奪戦では、直冬軍の将として、京の町を舞台に幕府軍と干戈を交えたが、南朝方に与している間中、越前守護職を保持し、延文元年には、尊氏に降参して、幕府に帰参した。越前守護職は、その後も、後に触れる貞治の政変で高経が失脚するまで保たれた上に、斯波一族は、若狭国・越中国等の北陸諸国の守護職まで獲得した。將軍尊氏が一門中の名門斯波氏の顔を立てた処置であろうが、一度は幕府に反抗し、將軍に対して弓を引いた高経の一族に、何等咎めはなかった。それどころか、高経の幕府復帰は、破格の厚遇を以って迎えられた。細川清氏の没落後、高経の愛児である三男義将が、康安二年七月二十三日、若年で幕府の執事の職（管領）に任じられ、実父の高経が、幼い義将の後見役格で、その背後で幕政の実権を握る時代になったのである。つまり、

かつての謀叛人が、幕府の中枢に座り、政治の実権を恣にする事態が現出するのである。現代人の目から見れば全く異様とも思えるこのような状態が現れている時期においてこそ、高経と同じく謀叛人である大内・山名と言った有力大名が、幕府に降参して、数カ国もの守護職を保持することが可能になったのであろう。

また、前述した仁木義長も、幕府に反逆した後、五、六年もの間、旧分国伊勢国の長野の城に立て籠り、伊勢に留まっていた仁木討伐軍の将土岐善忠や南朝方の伊勢国司北畠顕信などと三巴になって、伊勢国を巡って激しく抗争を続けていたが、やがて幕府に降参し、幕政に復帰した。『太平記』巻第三十九「仁木京兆、降参の事」には、「この人もとより忠功他に異なり。今また降参せば、伊賀・伊勢両国も静まるべし」と義長の降参受け入れの理由が述べられているが、こうして謀叛人義長も、謀叛の咎を免ぜられ、伊勢国の守護職に復帰したのである。義長の守護職は、後に管領細川頼之によって解任されてしまうが、一時的な復職に終わったとはいえ、謀叛人に対する処遇としては、破格の処置であろう。しかし、守護に復職した謀叛人に、謀叛人の検断の職務が勤まるものであろうか。

守護の謀叛の傾向は、足利幕府の所在地に程近い畿内や西国だけに止まらず、遠く鎌倉府の管轄下にあった東国にも飛び火して行った。畠山道誓を罷免した足利基氏は、貞治二年（一三六三）六月、後任の関東執事に、観応の擾乱で直義に与して南朝軍に投じ、幕府に反抗して越後国の守護職を失っていた上杉憲顕を据えて、復職させようとした。直義派の中心人物憲顕は、將軍義詮に詫びを入れ、赦しを受けていたのである。しかし、これは、現職の越後守護宇都宮氏綱及び守護代芳賀禪可等の反発を招き、憲顕側と氏綱側は、越後国内で武力闘争—私戦を繰り広げた。禪可が鎌倉に赴く憲顕を上野板鼻で待ち伏せしていると聞き知って怒った基氏が、同年八月、討伐軍を率いて武蔵国苦林野に出陣し、ここで南下して来た禪可の軍を迎え撃った。敗走した禪可軍を追って、宇都宮まで攻め寄せようとした基氏は、小山まで出て来た氏綱の降伏を受け入れ、敗れた禪可は、逐電した。この芳賀禪可の乱で敗れた結果、越後国と上野国の守護職を失った氏綱は、後に、基氏に代わって鎌倉公方に就任した足利氏満の代に至り、応安元年（一三六八）正月、足利義満が將軍職に就任した祝賀のために上杉憲顕が上洛した隙を突き、平一揆の乱を起こしたが、同年九月に、本拠宇都宮城を鎌倉府軍に攻め落とされ、鎮定されている。氏綱が起こした叛乱の内、芳賀禪可の乱は、突発的な叛乱であったためか、南朝との連携は、殆ど認められないが、越後・上野両国の守護であった氏綱が、鎌倉府に敵対して起こした反逆行為であり、守護が足利將軍に敵対する謀叛に類似する性質の反逆である。一方、平一揆の乱の方は、以前南朝方の新田義興に与していた三浦氏が一揆勢に加わっていたので、一揆全体として見れば、間違いなく、南朝方に立って鎌倉府に反逆した叛乱であった。

14世紀後半に入り、次第に顕著になって来た守護の謀叛の傾向が物語っているのは、当時の諸国の守護の著しい大犯三箇条軽視の風潮であり、大犯三箇条を守護の職責と捉え

るならば、守護の職責軽視、と言うより、職責放棄の傾向であると言えよう。では、どうしてそのような状態がもたらされたのか。先ず最初に考えられる原因は、南北朝期の当時が、日本史上未曾有の乱世であったことである。公家の世界、武家の世界を問わず、首鼠両端を持する生き方は、当時の世の習いであった。今日は幕府方に付いたかと思えば、明日はもう南朝に走っているというのが、乱世に生まれ合わせた人間普通の身の処し方であり、足利幕府に任命された守護とて、例外ではなかったのである。このような状態が続いては、賞罰がとかく曖昧になるのは、致し方ない面があったとも言えよう。幕府を裏切って南朝に付いたりした守護が、爾後も武家法を忠実に遵守し続けるようなことは、余り期待できまい。その上、流石にもう元弘・建武の大乱当時に見られたような列島のほぼ全域に波及する勢いは失っていたものの、不断に戦争状態にあったと言ってよい南北朝期後期の当時においては、謀叛を始め、殺害や、夜討・強盗・山賊・海賊の総称としての悪党や、それに準ずる盗犯や盗賊、そして放火などの犯罪行為は、日常茶飯事と化していた。後から後から切りもなく発生するこれらの数知れぬ犯罪行為の検断の職務は、単に守護の職責として諸国の守護に課するだけでは、實際上到底果たされ得ないのが実情であったと考えられる。そうした意味では、当時の守護にとって、大犯三箇条は、荷が重過ぎる職責であったと言えよう。しかも、第Ⅱ節で垣間見たように、当時の守護は、国司の任務の継承者として、何よりも先ず、自分の分国の支配統治の責任を負っていた。分国内の多数の国人層を掌握し、彼等を幕府方に付けると共に、自己の被官化することだけでも、既に至難な事業であったことは推測に難くない。守護が持ち合わせている限られた手段を駆使して、叛服常無き国人層の人心を収攬することが、分国内で国人層が守護に対して起こす謀叛を未発に防止するための極めて有効な対策であったという事情も、当然考慮に入れるべき事柄である。更には、守護が、分国の国人層の意向に大いに左右されている状況があった。南朝方に付くのも、幕府方に付くのも、結局は、多数派国人層の意向次第という場合が少なくなかったようである。国人層の輿望を担い切れない守護は、分国支配を長く保てなかった。勿論、その上更に、当時の諸国の守護の多くは、自己の分国の守護領国化、換言すれば、自己の支配領域化に余念がなかったという事情も深く関わっている。

以上に縷縷述べ来た所を小括して言えることは、大体14世紀の後半に入った頃に顕著になった傾向であるが、一度は足利幕府（鎌倉府も幕府に準ずる）に反逆して謀叛人となった守護が、幕府に降参したり、将軍に詫びを入れて通ったりさえすれば、最早何等咎めを受けることもなくなり、剩え守護職を保持したり、守護職に復帰したりすらできるようになった段階で、大犯三箇条の中の謀叛人検断条項は、その意味をあらかじめ失ってしまい、独立した守護の職権事項（同時に職責事項）としてそれを維持して行くことが、最早著しく困難な状態に陥っていたと言うことである。何時何時謀叛を起こして幕府に反逆し、幕府転覆さえ図らないとも限らない油断のならない守護に、守護が独自に行使できる独立

の職権たる謀叛人検断権を保持し続けさせるようなことは、第一に、何等意味を成さない無駄事と言わざるを得ない。その上、南朝に投じて謀叛を起こした守護の軍勢が、度々幕府の所在地京都から足利将軍本人を追い落とした事実を端的に物語られているように、守護の謀叛は、足利幕府の存立を危殆に瀕せしめ、足利将軍一身の安危に関わる程の由々しい一大事である。それだけに止まらず、南朝に投じて謀叛を起こした守護の軍勢が京都に襲来する時、北朝朝廷も、幕府同様に危機的な状態に陥ることは、改めて言うまでもない。かつての正平一統時における南朝軍による京都の一時占領及び三種の神器の接收及び光厳・光明両上皇・崇光廃帝・直仁廃太子の全員拉致事件が、幕府と北朝朝廷に与えた衝撃の大きさは、計り知れないが、それ以後に度重なった謀叛人守護—南朝軍による京都攻撃と京都の一時占領事件の際に、足利将軍が度々後光厳天皇を奉じ、近江国や美濃国にまで逃走した事実を照らして見れば、守護の謀叛の由々しい重大性は、明らかである。守護の謀叛は、足利幕府の存立に関わる問題であるばかりでなく、国家の存亡にすら関わる、最も重大な恣にできない大問題でもあったのである。しかし、見方を変えれば、こうした非常事態の頻発は、却って、足利幕府と北朝朝廷との間の一蓮托生とも言うべき緊密な提携関係をはしなくも露呈した観がある。謀叛人守護—南朝軍の京都攻撃及び一時占領事件の頻発を契機に、京都の奪回に成功した足利幕府と北朝朝廷との間の連帯性が強まり、両者の一体化が急速に進んだことは、想像に難くない。こうした意味で、守護の謀叛が発生した場合、幕府延いては北朝朝廷にとって致命傷にもなりかねない、最高度の非常事態の発生という困難な問題の解決を速やかに図るべき主体は、個々の守護ではなく、北朝朝廷と一体化した足利将軍自身でなければならないことは、明らかである。守護の謀叛の問題に限って言えば、謀叛人検断権は、将軍が専断する事項として、将軍自身の手の内に置かれ、将軍によって完全に掌握されていなければならない。

言うまでもなく、こうした将軍の専断権としての謀叛人検断権は、諸国の守護の職権たる謀叛人検断権とは両立せず、併存し得ないものである。何故かと言えば、何よりも先ず、謀叛を起こした守護を討伐して謀叛の鎮圧の責任を負う主体は、守護の謀叛を受けて立たざるを得ない将軍の側に決まっているからである。実際には、将軍が直々に御教書を発し、当該守護の謀叛に関与しなかった他の守護等に軍事動員を命じて、幕府の名による討伐軍を編成し、謀叛を起こした守護の立て籠っている城に送って包囲攻撃させたりするのであるが、謀叛人となった守護の討伐に当たる守護の軍勢は、将軍直々の命令を表わす御教書によって催促された軍勢であるから、「幕府軍」ということになろう。謀叛人守護討伐のための幕府軍の編成に当たり、謀叛人守護討伐戦の遂行者となる守護等を起用し、その選任を行うのは、偏えに将軍その人に他ならないのであって、諸国の守護が自己の職権たる謀叛人検断権をどれ程振り翳そうと、謀叛人守護討伐のための幕府軍の編成とその派遣に関する発令の問題は、個々の守護には、介入することも、解決することも、全くできない別

次元の問題なのである。こうして、将軍が直々の発令で編成した幕府軍を派遣し、謀叛人守護討伐戦に当たさせた結果、もしも謀叛人守護が幕府に降参して出て来るのならば、それを嘉して謀叛人守護の降参を受け入れないでもないが、その反対に、もしも謀叛人守護が徹頭徹尾幕府軍に抵抗し続けるのであれば、その時は、力攻めにして、謀叛人守護を打倒し、叛乱を圧服するまでのことだ、ということになるわけである。この意味で、将軍に対する守護の謀叛の問題を将軍が編成する幕府軍の武力を以て解決しようと図る場合には、諸国の守護の職権たる謀叛人検断権は、最早全く用をなさない職権と化していると言える。更に、将軍は、守護の謀叛事件発生後の事後処理に当たり、謀叛を起こした守護の守護職を剥奪し、謀叛人となった元守護に代えて新たな守護を任命し、新任守護へ謀叛人跡の關所となった元守護の分国を宛行う処分を行うことになるが、こうした謀叛人跡の關所となった元守護の分国の新規給付処分を見ても、その処分は、将軍自身が、一切を独占的に担って専権的に行い得る処分に他ならないから、そこに守護の職権たる謀叛人検断権の介在する余地は全くないわけである。それから、謀叛を起こした元守護が幕府に降参して出て来た場合の赦免措置や宥免措置の決定権にしても、実際には、それこそ、将軍の一存で、如何様にでも決定でき、如何様にでも処分できる事項に属するし、果ては、降参人となった元守護への守護職の再給付処分の問題にしても、万事将軍の匙加減で解決される事項なのである。守護の謀叛の問題の解決とその事後処理については、その一部始終が、常に将軍の手に独占的に掌握されているべきであるし、また、常に将軍の手に独占的に掌握されていなければならない。即ち、守護の謀叛の問題の解決及び事後処理は、独立の守護職権たる謀叛人検断権が介入する余地を全く残さず、しかも守護独自の職権行使に基づく守護の関与を全く許さない、将軍の一元的な専管事項でなければならない。

以上に述べた意味において、大犯三箇条の中の謀叛人検断条項は、今や大犯三箇条の中から削除されなければならない段階に至ったとすることができるのである。

V 室町殿による守護統制

前節で見たように、守護の謀叛の問題は、足利幕府の存立及び将軍の安危に関わり、延いては北朝朝廷の存立と国家の安危に関わる程の由々しい重大問題であることから、前代以来長らく征夷大將軍から諸国の守護に分与されていた謀叛人検断権を諸国の守護の手から奪って、将軍の手の中に再び取り戻す必要があるということは、二代将軍義詮の代までには、幕府側に十分認識されるようになっていた。しかし、将軍による謀叛人検断権の回収事業には、言うは易くして行うは難い大きな障害を伴っていたので、将軍義詮の代の間は、十分に実現されることはなかった。既に見た通り、初代将軍尊氏や将軍義詮は、家格の高い一門の大名や幕府が保持していた実力に匹敵する程有力な諸大名に対しては、大

いに妥協し、譲歩していたので、守護の謀叛の問題については、幕府への降参を条件に、言わば灰色の決着とせざるを得ない場合もままあった。そこで、義詮の遺志は、嫡子の三代將軍義満に託されたとも言える。

実力に乏しかった初期の幕府の妥協と譲歩の結果、幕府に帰参が叶ったかつての謀叛人である有力守護の斯波氏や山名氏は、爾後足利幕府の中で管領や侍所頭人といった要職や重職に就いて、幕政の重責を担い、幕府の重鎮となって行った。同様に、東国では、上杉氏が、関東執事（関東管領）職に就いて、鎌倉府政の重責を担い、その柱石となって行った。しかし、一度は幕府に齒向かい、南朝方に立って謀叛を起こし、後に幕府に降参して復職した守護は、終わりをよくしない場合が少なくなかった。『太平記』巻第三十九「諸大名、道朝を讒する事」によれば、斯波道朝（斯波高経の出家後の名）は、摂津国の守護職を佐々木導誉から取り上げたことにより、導誉の恨みを買って、事に触れて「この管領天下の世務に叶ふまじき」由を將軍義詮に讒言され、「今の世の中わが心にもまかせたる事にてもな」き將軍義詮からも見捨てられて、子息の管領義将共々失脚し、貞治四年（一三六五。実際には、翌貞治五年（一三六六）八月八日、義将と共に分国越前国へ落ちて行った。これが「貞治の政変」である。この後暫くの間は、管領職が置かれなかった。この政変の結果、斯波氏は、分国を全て奪われ、分国越中国を巡って長年斯波氏と対抗していた元越中守護桃井直常が南朝方から幕府に帰参し、弟の直信が越中守護に任じられた他、幕府に赦されて帰参した畠山義深に分国越前国の守護職を、一色範光に若狭国の守護職をそれぞれ与えられてしまった。そして、道朝自身は、杣山城に、義将は、栗屋城に立て籠り、新任の越前守護畠山義深以下の幕府の追討軍の包囲攻撃にさらされていたが、翌貞治六年（一三六七）七月、道朝は、杣山城内で病を得て逝去した。ところが、早くも同年九月には、失脚中の義将が、幕府から宥免安堵の御教書を貰って、京都に召し返され、幕府に復帰したので、直常兄弟は、立場を失い、直常は、応安元年二月に、越中に逃げて行き、再び幕府に反逆したが、その翌年には、能登国まで侵略し始めた。これに対して、当時前將軍義詮に後事を託されて幕府管領職に就き、幼少の將軍義満の権限代行者だった細川頼之は、直信更迭後の新任越中守護斯波義将を始めとする幕府軍を桃井追討に派遣した。応安三年（一三七〇）三月、義将等の幕府軍は、越中長沢の戦いで、直常の嫡子直和以下多数を討ち取り、桃井氏の本拠松倉城を占領した。しかし、直常は、これに屈せず、再挙を図り、翌応安四年（一三七一）、南朝方の飛騨国司姉小路家綱の加勢を得て挙兵したので、幕府軍が再び追討のために出撃し、同年八月、遂に直常は敗走し、越中の桃井方は、ここに壊滅した。室町幕府が有力守護大名の連合政権であったとはよく言われる所であるが、こうして見て来ると、実を言えば、初期の室町幕府は、一度は幕府に反逆し、それから幕府に降参して幕政に復帰した守護から成る「謀叛人の連合政権」の様相を呈していたとも言えるのである。それ故、三代將軍義満は、かつて謀叛人だった守護や何時何時謀叛を起こし

て歯向かって来ないとも限らない守護に取り巻かれて成長し、人となったわけであり、將軍の立場においては、守護の統制策並びに抑圧策に腐心せざるを得ず、取り分け守護の謀叛の問題に対する意識が極度に尖鋭化するのには、当然の成り行きであった。將軍義満の目から見れば、謀叛人検断権は、信用ならない守護連中の手に委ねて任せ切りにすべき守護の権限などではなく、是が非でも、將軍が独占的に掌握して権限行使に当たる、將軍の専権事項中の専権事項でなければならなかったのである。

南北朝期後期に当たる当時、幕府による謀叛人検断権の回収事業の遂行に当たって、その最大の障害となっていたのは、やはり何と言っても、南朝の存在であった。そもそも先ず、初代將軍尊氏が持明院統を擁立して北朝を樹立して以来、足利幕府側から見れば、謀叛を起こすことは、南朝側に立ち、南朝から賜った錦の御旗を押し立てて、足利幕府に反旗を翻すこととほぼ同義と考えられていた。小稿で、これまでに言及した幾つかの守護の謀叛の事例を見ても、謀叛人となった守護は、觀応の擾乱で直義派や直冬派に付いて失職した多数の場合を含めて、殆どの場合、失脚するか、守護職を失うかして、幕府内または鎌倉府内での地歩を失った結果、謀叛を起こすに至ったのであるから、何の不思議もないとは言え、大体最後には、南朝に身を投じている。畠山道誓兄弟や宇都宮氏綱など、東国の守護が鎌倉府に反逆して起こした謀叛の場合を少数の例外とする程度である。従って、南朝が存在する限り、何時何時守護が幕府を裏切り、南朝の旗を掲げて足利將軍に歯向かい、謀叛を起こさないとも限らないのである。客観的に観察すれば、守護の足利將軍に対する謀叛に他ならない場合でも、謀叛を起こした守護が南朝から賜った錦の御旗を押し立てて幕府に反抗している限り、謀叛という客観的な事実は、曖昧化されてしまう。幕府に反逆し、謀叛を起こす守護にとって、南朝という存在は、謀叛を起こす大義名分の最大の源泉であり、守護が引き起こす謀叛に正当性を付与する最も確かな論拠であり続けたのである。

貞治六年四月の足利基氏の死後、後を継いで鎌倉公方に任じた足利氏満の在職期から、関東地方で頻発するようになった東国守護の鎌倉府に対する謀叛の場合でも、同様のことが言えた。中でも、康暦二年（一三八〇）に起こった下野国の守護小山義政の謀叛事件は、南北朝期後期における代表的な東国守護の謀叛事件であった。元は、小山義政と宇都宮基綱との領地争いに端を発する東国大名間の私闘一私戦であったが、義政側が基綱側に攻め寄せて合戦を仕掛けた結果、基綱が敗死するに及んで、かねてより小山氏の勢力拡大を快く思わなかった鎌倉公方氏満が、関東八ヶ国の軍勢を催促して、上杉朝宗を大将とする討伐軍を編成し、義政の本拠地小山の祇園城に派遣したので、義政は、一度は氏満に降参することを申し入れた。これによって、義政は、下野国の守護職を罷免されることになり、上杉憲方が代わって下野国の新守護となった。しかし、実は、この降参は、義政の欺瞞行為であり、翌永徳元年（一三八一）に、義政は、再度鎌倉府に反逆して蜂起したので、氏

満は、再び討伐軍を送った。小山氏の鷲城が攻略され、同年十二月、義政は、家督を子息若犬丸に譲り、自身は出家して永賢と名乗り、氏満に降参した。翌永徳二年（一三八二）三月に至って、義政は、若犬丸と共に、祇園城に放火して、糟尾山中の城砦長野城に立て籠り、三度目の謀叛を起こしたが、鎌倉府軍の討伐を受け、遂に四月十三日に、立て籠っていた糟尾の山中で自害して果てた。その首は、京都に上され、梟首された。若犬丸は、その後、陸奥国三春の豪族で、年来の南朝方であった田村氏の庇護を頼っていたが、その支援を受けて、至徳三年（一三八六）五月、小山城に挙兵したが、氏満軍の討伐攻撃にさらされ、同年七月に城を没落した。更に、常陸国の小田城、それから同国の男体城に移って頑強に鎌倉府に対する抵抗を続け、嘉慶二年（一三八八）五月、遂に同城が落城すると、再び陸奥の田村氏の許へ走って、その庇護を受けたのである。当時の陸奥国が鎌倉府の管轄外にあったという事情があり、討伐にはてこずったが、南北朝合一後の応永二年（一三九五）に至って、若犬丸は、南朝の残党を糾合して再挙を図った。翌応永三年（一三九六）に、漸く氏満軍は、奥州白河にまで進んで、田村軍を撃破した。若犬丸は、会津に逃れたが、翌応永四年（一三九七）正月十五日に自殺して果てた。実に十七年にも及ぶ粘り強い叛乱であったが、義政・若犬丸父子が南朝側に付いて鎌倉府に反逆したとする説もある。少なくとも、若犬丸が南朝方の田村氏の庇護を受け、両朝合一後に南朝の残党を語らって幕府に反逆したことはほぼ確実である。勿論、実際には、義政・若犬丸父子は、自家の勢力に対して圧迫を加える鎌倉府に反逆し、謀叛を起こす名目を必要としたことから、南朝の旗を掲げたに過ぎず、反幕府という点で利害が一致していたので、同様に反足利勢力である南朝の残党と共闘を続けたものと思われる。

南朝という幕府側から見れば厄介至極な存在は、存続していること自体に意義があるような存在であり、南北両朝の分裂以後両朝の合一後に至るまで、変わることなく反足利幕府勢力の結節点であり続けていた。謀叛人山名時氏を「謀叛人の中の謀叛人」と呼ぶとすれば、南朝こそは、不撓不屈の謀叛人にして「不退転の謀叛人」だったのであり、「謀叛人守護の受け皿」と呼び表すこともできよう。しかし、その反対に、視点を移して、南朝側から見れば、足利幕府こそは、後醍醐の朝廷に反逆した朝敵・謀叛人・凶徒の最たるものに違いなかった。そもそも、後醍醐の建武政権に背いて成立した足利幕府の方が朝敵で謀叛人なのか、それとも、尊氏が擁立した持明院統の朝廷を認めようとしない南朝の方が朝敵で謀叛人なのかという謀叛人の由来と根源に関わる議論に纏れ込むと、永劫に繰り返される水掛け論に陥りかねない危険性が多分にあった。後醍醐の建武政権下に胚胎した、武家の棟梁の地位を巡る足利・新田両氏の確執に淵源する問題でもあるので、根が深いことは言うまでもない。將軍義詮の末期に当たる貞治六年四月末には、幕府側の代表に佐々木導誉、南朝側の代表に楠木正儀が立ち、幕府と南朝との間で和睦交渉が行なわれたが、南朝への幕府の降参という形での和睦を提案した南朝側に対して、義詮が断固譲歩しなかつ

たので、和平交渉が流れたこともあった。足利幕府こそ朝敵で謀叛人の最たるものと言う南朝側の言い分を一先ず擱いても、南朝に敵対する朝敵・謀叛人は、必ずしも幕府でなくても、出現し得た。『太平記』巻第三十四「銀嵩軍の事」には、護良親王の遺子である「吉野の將軍の宮」が「さらばこの時分に吉野の新帝を亡ぼしたてまつて、武家のために忠をいたして、吉野十八郷を一円に管領せばや」との物狂わしき御心が着いて、南朝に敵対して「御謀叛」を起こしたという異様な事件が載っている。更には、正平二十三年（応安元年）、南朝の後村上天皇の後を継いだ長慶天皇が強硬な主戦派だったので、南朝では浮いた存在になっていた講和論者の楠木正儀は、応安二年（一三六九）正月に、幕府への帰参を認める將軍義満の御教書を受け取り、幕府に降参して帰参する代わりに、河内・和泉両国の守護職を認められた。例の幕府と謀叛人との間での守護職の取り引きがまた行われたわけであるが、南朝の柱石であるはずの楠木正儀にして、このていたらくである。当然、橋本正督・和田正武といった南朝方の諸将は、これに反発し、正儀に猛攻を掛け、正儀が分国から一時退却することを余儀なくさせた。正儀は、幕府軍と共に、南朝方と激しく戦ったのである。これは、南朝側から見れば、明らかに正儀の裏切りであり、謀叛行為に等しい。同年、管領細川頼之が、①持明院・大覚寺両統の迭立、②三種の神器の北朝側への渡御、③南帝の上洛による南北両朝の和睦、④公家・武家の本領を元通りとするという、後の南北朝合一時の講和条件とほぼ同じ内容の条件を提示して、南朝側に講和を持ち掛けたが、南朝からは一蹴されてしまった。正儀の分国経営も思わしく進展せず、和田等の南朝軍に押され気味であった。そこで、頼之は、応安四年に、畿内の南朝方の拠点になっていた伊勢国や河内国に、佐々木・山名・畠山・一色・赤松・仁木等の有力大名諸氏の軍勢から成る大軍を発向させ、武力を以って南朝方を圧倒しようとして計画した。しかし、河内に派遣された幕府軍の諸将は、「正儀には、分国河内を保つだけの実力はないから、河内に進攻しても無駄である」と言って反対し、淀川を渡って進もうとはしなかったという。これに怒った頼之は、管領を辞めて出家遁世すると息巻いて、義満に慰留されたと言われているが、守護連合に対する幕府の統制力の不足を暴露するような話である。後の永和四年（一三七八）に、紀伊国の守護細川業秀が南朝軍の急襲を受けて逃亡し、幕府軍が敗北を喫した責任により、正儀は、將軍義満から守護職を剥奪され、再び南朝に復帰したが、弘和二年（永徳二年）閏正月、河内の平尾で、和泉国の守護山名氏清に大敗を喫し、赤坂城に逼塞した。このように、南北朝期後期の当時、南朝は、先細りつつ、なお辛うじて存続していたので、謀叛の問題に限って見ると、北朝一足利幕府に対する謀叛と南朝に対する謀叛とが同時に起こり得る状態が続いていたわけであり、当時は依然として、文字通り政令二途に出づる可能性が多分に残されている状況下にあったのである。

それから更に、他方では、前掲拙稿でも言及しておいたし、前述もした通り、初代尊氏による持明院統擁立以来、足利將軍による南朝の「凶徒退治」のための守護の軍勢催促及

び「南方凶徒退治」と通称されていた南朝軍討伐戦の遂行に当たって、長らく重要な梃子の役割を果たして来たのが、諸国の守護の職権たる謀叛人検断権であったというより一層根本的な事情もあり、依然として、事情は変わっていなかったのである。

このような全般的情勢の下にあって、当時の幕府にとって、何は扱置き先ず第一に最優先で解決を図るべき最重要課題となっていたのは、やはり、相も変わらず、南朝勢力の克服の問題に他ならなかった。幕府側から見れば、守護の手から謀叛人検断権を奪い返し、それを将軍の手中に収めて確保することは、確かに急務となっただけではなかったが、幕府に頑強に敵対し続ける「不退転の謀叛人」にして「謀叛人守護の受け皿」たる狷介孤独な南朝の問題に未だ何等決着が着いていない現状のままで、幕府が、表立って、守護の手から謀叛人検断権を剥奪し、強引にそれを将軍の手中へ回収すると、幕府による全国統一事業を継続遂行して行く上で、大きな混乱と支障と渋滞を来す危険性があった。今後南朝対策を円滑に効果的に運んで行く必要性に照らして見ると、前代以来、長らく武家政権が金科玉条のように護持して来た大犯三箇条の各条項を、今ここで改変するのは、幕府にとって余り得策ではないという情勢が続いていた。とは言いながら、前述のように、実は、大犯三箇条の三条項は、南北朝期に入ってから既に大きな変化を遂げていたのではあるが、この第一次の変化は、足利幕府の立地条件に関わる全く別の問題であった。言うまでもないが、謀叛人の問題は、南北朝期後期の当時にも、相変わらず極めて複雑怪奇な問題であり続けていたのである。

第二の障害としては、北朝朝廷—幕府の命令系統の問題があったが、実質上は解決済みの問題であり、第一の障害に比べると、遥かに軽微で、殆ど障害とも言えない程度の障害に過ぎなくなっていた。今谷明氏著『戦国大名と天皇』の冒頭に出ている説によると、所謂「朝敵」が現われた場合、朝廷は、所謂「治罰の綸旨」を出し、武士などの軍事力を動員して朝敵の追討に当たらせるのが、中世前期における朝敵討伐の代表的なパターンであったとされている。ところが、今谷氏の説によると、室町殿義満の将軍在任期に当たる永和、康暦の頃以降は、治罰の綸旨は、発給を申請されることも、出されることもなくなり、それが途絶えたまま 15 世紀中期に至り、赤松満祐が「嘉吉の変」を起こした時になって、やっと息を吹き返したという。同氏著『室町の王権』によれば、嘉吉の変の少し前に起こった「永享の乱」の時に、極秘に綸旨が出されていた由である。実際、過渡期であった南北朝期には、謀叛人が現われた時、北朝朝廷が出す朝敵の追討を命ずる治罰の綸旨を得た上で、足利将軍が御教書を出して、謀叛人の討伐を遂行する場合が見られたが、それは、前述の仁木義長による敵対勢力対策の場合を思い浮かべただけでも明らかである。朝敵追討を命ずる北朝朝廷の治罰の綸旨と謀叛人退治を命ずる将軍の御教書とが組み合わせられていたわけである。ただし、前掲拙稿でも触れた所であるが、足利氏一族の内訌のような幕府内の内紛・内輪揉めは、北朝朝廷では、一々朝敵治罰の対象となる事件とは見做さ

ないことにするという北朝朝廷の消極的姿勢は、14世紀中葉の観応の擾乱の頃には、既に確立されて来ていた。従って、小稿で取り上げているような、幕府に反逆して謀叛を起こした守護を討討し、守護の謀叛事件に武力解決を図るためであれば、一々北朝朝廷から朝敵治罰の綸旨の発給を受けなくても、幕府が謀叛人治罰を命ずる御教書や管領奉書を出すだけで、謀叛人守護討伐の幕府軍を動員・編成し、謀叛人守護の討伐に当たらせることが既に可能になっていた。後述する南北両朝の分裂に終止符を打つ直接の契機になった「明德の乱」では、当時和泉国・但馬国・丹波国その他の守護であり、和泉から京都へ進撃して来た山名氏清と、当時丹後国・出雲国・伯耆国その他の守護であり、氏清軍と連携して、丹波から京都へ襲来した山名満幸の謀叛軍を迎え撃つに際して、室町殿義満は、「家僕御退治」という触れ込みで、治罰の綸旨を北朝朝廷から貰い受けまいまま、自ら出陣して山名の謀叛軍の治罰に当たっており、全く北朝朝廷の関与なしに、室町幕府の力だけによって、大守護山名一族の叛乱事件を全て処理した。この明德の乱では、山名氏清・満幸等の謀叛軍は、以前南朝から貰い受けていた錦の御旗を押し立てて、幕府の所在地京都へ攻め寄せて来たので、本来的には、將軍義満が北朝朝廷から朝敵治罰の綸旨を貰い受けて討討すべき賊軍という一面を確かに持っていた。それにも拘らず、謀叛人守護の迎撃戦を室町幕府が独断専行できたのは、上記の事情が存したことによる。

こうして、諸国の守護の手から謀叛人検断権を奪い、將軍の手中に回収する事業は、室町殿義満の代には、不可欠の要請となっていた以上、当時の室町幕府によって精力的に推し進められていたと思われるが、南北朝期後期の当時は、未だそれを完遂するに足る条件が十分整っていなかった。年々勢力を衰えさせて行き、見る影もなくなっていくといえ、南朝は、依然として消滅してはいなかったからである。幼くして義詮の後を継いで將軍となった義満の幼少期には、義詮の遺命を受けた管領細川頼之が將軍権力を代行し、守護の謀叛の由々しい問題性に鑑みて、守護に対する統制を従来侍所の管掌から管領の直接統括事項に改め、幕府による守護の統制を一段と強化することに努めたが、実績は今一つであったことは、先に見た。しかし、義満が成人して室町殿となり、將軍として立ちどころできるようになった時、取りあえず取った現実的な対策は、室町將軍による守護に対する統制を徹底的に強化すると共に、義詮の代に比べるとその発生頻度は減少していたが、守護の謀叛が起こるその都度、前述した將軍による謀叛人検断権の直接行使を徹底的に追求して行く方針だったと思われる。その際に、將軍の固有の権限である守護任免権を自由自在に駆使する手法が取られたことは、容易に推測できる。こうして、室町殿義満の代には、言わば、將軍による「謀叛人直断主義」が採用され、確立を見るに至ったと考えられる。守護の謀叛と言う事態に、室町殿義満が実際どのように対応していたのか、ここで、「康暦の政変」として知られている政変を取り上げて見ておこう。この政変は、康暦元年（一三七九）に発生し、十二年もの間管領の座にあった管領細川頼之が失脚する結果となっ

たことでよく知られている政変であるが、小稿では、主として小川信氏著『細川頼之』の記述に沿って、この政変の経過を略述する。

室町幕府が、興福寺衆徒から国民十市遠康を討伐する要請を受けたことから、康暦元年正月から二月にかけて、幕府による南朝軍攻撃が開始され、管領頼之に反感を持っていた美濃国・尾張国の守護土岐頼康（前出の土岐善忠）や越中国の守護斯波義将の軍勢が、大和国や南都に派遣された。これら諸大名が頼之退治を企てているという噂が立ち、京都は軍勢で溢れ、いよいよ洛中で合戦が起こるといっているので、北朝朝廷まで疎開する準備を始めの始末であった。この当時二十歳を過ぎて間もなかった若い將軍一室町殿義満は、分国の四国に下ろうとする管領頼之を慰留したと噂された。將軍義満は、南都に発向させた諸大名を召喚したが、義将は、入京しようとせず、頼康・義行父子に至っては、挙兵すべく、分国の美濃国に下って行ってしまった。そこで、義満は、陰謀露顕の廉で頼康誅伐の御教書を出すと共に、義将の分国越中国を取り上げて、畠山基国に給付しようとした。これに困じた義将は、謀叛の意図は持たない旨弁疏して入京し、義満に謁見を許された。管領頼之は、一族を自邸に集め、防備を固めて、敵対勢力に対抗しようとした。ところが、義将が帰京した直後、頼康に同調していた出雲国の守護京極高秀が、本国である近江国の甲良庄で挙兵したので、義満は、土岐・京極両氏の追討に出陣しようとし、先ず赤松義則や山名・富樫等の諸氏により構成される土岐退治の幕府軍を進発させ、それと共に、六角亀寿丸（後の六角満高）に京極追討を命じた。これに対し、高秀の嫡子高詮が上洛して、義満の赦免を請うたが、義満は、高秀討伐の方針を改めず、京都にある京極邸に札を打たせ、土岐邸及びその被官の宿所も悉く封鎖する処置を取った。そこで、年来京極一族と対立していた六角一族及びその被官は、義満の京極追討命令に従い、同年三月初めに、近江国甲良庄に押し寄せて放火し、高秀以下を駆逐したのである。一方、当時の鎌倉公方足利氏満は、かねてより管領頼之の関東への干渉を快く思っていなかったもので、土岐・京極の挙兵を聞くや、これに呼応せんと挙兵を図ったが、関東管領上杉憲春が氏満の無謀を諫めようと諫死したので、氏満は、土岐征伐の応援と称して、軍勢を上杉憲方に率いさせ、伊豆国三島まで繰り出させた。義満は、義将の意見に従い、頼康を赦免することにし、美濃国に発向した幕府軍の軍勢を召喚した。この時、管領頼之は、またも四国下向を願って、義満に慰留された。こうして、山名等の諸氏が構成する幕府軍の軍勢は、帰京し、四月に入ると、頼康の弟頼忠他土岐一族が相次いで上洛した。京極高秀の謀叛については、義満が再度高秀追討の御教書を六角亀寿丸に与えたので、公家の二条良基を通じて赦免運動がなされ、四月十三日には、高秀にも、赦免の御教書が出されることとなった。そこで、一月後の閏四月十三日、高秀も帰洛した。その翌日、軍勢を続々と京都に集結させて数万騎に膨れ上がっていた反頼之派の京極・土岐等の諸将は、室町花の御所を包囲して義満兄弟を閉じ込め、頼之の追放を將軍に強要した。義満も、この強請には遂に屈し、管領頼之に使者

を送って、京都を退去するよう命じるのやむなきに至った。その日の日没頃、頼之は、弟頼基以下一族及び被官三百余騎を伴って自邸を出、京都を退去した。すぐに軍勢が集まって来て、頼之邸を取り壊した。都落ちの頼之は、西宮で乗船して、四国目指して落ち延びて行ったのである。こうして、十二年もの間管領の地位にあった細川頼之は、失脚し、分国四国に逃れる羽目になった。以上が康暦の政変の概略である。この政変で失脚した頼之は、同年九月に、義満の御教書により、誅罰を加えられることになったが、同年十一月六日、頼之側は、伊予国の守護に任じられた河野通直を始め西園寺権大納言以下の頼之追討軍に先制攻撃を加えて壊滅させたので、以後は、幕府側の頼之討伐戦も勢いが衰え、頼之の弟頼元（頼基の改名）が幕府に赦免を求めて運動し、康暦二年末に、義満から赦免されたのを機に、とうとう頼之自身も幕府による追討を免じられるに至ったのである。

この康暦の政変の経過を辿り直して見ると、室町殿義満の謀叛人守護対策における基本姿勢の特徴がよく伺われると思う。特徴点だけを挙げるとすれば、まず、義満は、全て將軍自身の職権によって、守護の謀叛を探知している。守護の謀叛に関しては、將軍義満の「職権探知主義」とも言うべき志向が垣間見えることは疑いないが、実態は、むしろ將軍自身が守護の謀叛を誘発しているというのに近い。取り分け、この政変の最高潮を成す反頼之派による室町花の御所包囲の一件は、義満自身がそうなるかと百も承知の上で演出した形跡が濃厚にある。次に、謀叛人追討を命ずる將軍の御教書が出されるだけで、逐一朝敵追討のための治罰の綸旨の発給を北朝朝廷に請求していない。その理由は、前述した通りであったと思われる。この点に関しては、謀叛人守護の追討に関する將軍の「御教書一本主義」の採用と説明できようか。そして、謀叛人守護の赦免請求に対して、赦免や宥免を与えるか否かの決定に関しても、將軍義満の判断一つにかかっている。言わば、將軍義満自身による「赦免・宥免便宜主義」の採用である。前述した通り、このような將軍の直接の命令による一連の守護の謀叛の問題処理の過程の中に、個々の守護が持つ謀叛人検断権行使の介入する余地は、事実上全く残されていないのである。ただし、個々の守護ではなく、多数で結束した守護連合が、大軍で室町花の御所を包囲して義満に突き付けた頼之の管領罷免要求は、流石の室町殿義満といえども、これを呑まざるを得なかったのであり、団結した守護連合と向かい合った時、室町將軍が守護連合に対抗して、その要求を押し切れるだけの實力は、未だ十分に培われていなかったことが伺える。

また、武力による守護の謀叛事件の解決を幕府の最重要課題たる南朝軍討伐（南方凶徒退治）と同列に並べ、それら両事項を一括して、「公方の御大事」或いは「君の御大事」として位置付け、謀叛人守護討伐のための將軍への軍事的奉公を南朝軍討伐（南方凶徒退治）のための軍事的奉公と同順位に並べ、「公方の御大事」や「君の御大事」を、何は扱置き尽忠奉公して最優先に解決を図るべき最重要事項と規定し、その厳守を国人層に厳命し、且つ徹底するというのも、南北朝期の終わり頃には、実際に行われていた。「公方の御大事」

や「君の御大事」という文言は、九州探題今川了俊の強力な指導の下に組織された松浦党一揆の一揆契諾状の条項の中に現われている文言であるが、南北朝期最末期の嘉慶二年六月一日の一揆契諾状や、明德三年（一三九二）七月五日の一揆契諾状に見られ、これと似た表現の文言は、その他の一揆契諾状にも認められる。嘉慶二年六月一日の一揆契諾状では、その冒頭第一条に「一 公方の御大事においては、分限の大小を云はず会合せしめ、中途に談合を加へ、多分の儀に随ひ、急速に馳せ参ずべし。但し火急の御大事出来せば、承り及び次第に馳せ参ずべしと云々。」との条項が掲げられ、明德三年七月五日の一揆契諾状では、やはりその冒頭第一条に「一 君の御大事の時は、一味同心の思を成し、早々に馳せ参じ、忠節を致すべしと云々。但し火急の御大事の時は、馬立次第に馳せ参ずべきなり。」との条項が掲げられている。勿論、いくら火急の御大事だと言っても、遠く九州の地にいる松浦党一揆などの国人一揆衆が、幕府の所在地京都に襲来するような守護の謀叛が発生するその都度、大至急上洛して馳せ参ずるなどということは、実際には不可能である。従って、ここでの「公方の御大事」や「君の御大事」は、主として九州の国人一揆衆にとって身近な土地（つまり九州）で発生する南朝方の武装蜂起を指していると考えられる。しかし、この「御大事」には、単に南朝方が蜂起する場合だけではなく、九州の何れかの国の守護が、南朝方に寝返り、南朝の錦の御旗を掲げて、幕府に反抗して謀叛を起こす場合も、当然の如く含まれていると解釈することが十分可能なのである。しかも、明德三年の一揆契諾状では、「君の御大事」条項より遙か後ろの末尾の第五条の所に、「一 大犯三ヶ条の事。且は本条の旨に任せ、堅くその沙汰あるべしと云々。」との条項が置かれている。すると、「公方の御大事」或いは「君の御大事」条項が一揆契諾状の冒頭に置かれていることからして当然、その文言中に含意されている守護の謀叛を武力解決するための公方への軍事的奉公義務は、大犯三箇条の各条項の職務事項よりも断然優先され、それらより遙かに優位する法的位置を得ていると解釈できよう。そこで、その結果、守護の持つ謀叛人検断権そのものは、その分後退し、法文上は、「公方の御大事」や「君の御大事」条項の遙か後景に退けられ、甚だしく劣後した形になる。両者の位置関係の差異は、將軍自身が持つ直々の謀叛人検断権行使が、個々の守護が持つ謀叛人検断権行使に対して断然優先し、遙かに優位することを如実に示していると思われるが、それと同時に、將軍直々の謀叛人検断権行使が、個々の守護による謀叛人検断権行使を著しく制約することの法的な表現と解釈することが可能であろう。更には、ここで、大犯三箇条の厳守を守護ではなく、国人層にまで励行している所にも、意味深いものがある。即ち、この規定の存在は、前述したように、当時の諸国の守護が、大犯三箇条を甚だ軽視していたことの何よりの証しと考えられるのである。肝心の守護が大犯三箇条を全然守ろうとしないので、守護の代わりに、国人層に対して、大犯三箇条の厳守が厳命され、堅く義務付けられていると解釈できる規定なのではあるまいか。

また、それと同時に、将軍による一層現実的な謀叛人守護対策として、謀叛人守護の率いる叛乱軍を迎え撃ち、撃退できるだけの実力を持つ強力な将軍直轄軍の組織編成を急ぐことにもなった。自身管領就任以前は四国管領として四国の平定に努め、阿波国・讃岐国・土佐国・伊予国の守護職を持っていた元管領頼之はともかくとして、将軍義満本人は、信用ならない守護連中の軍事力に頼り切るよりは、諸国の国人層を将軍の下に直接把握して、国人層との主従関係の強化に努め、「公方の御大事」または「君の御大事」が発生した時に、随分の尽忠奉公を尽くさせるべく、努力を傾注していたらしい。ただし、前述したように、14世紀後半のこの時期になると、守護による分国の国人層の被官化が急速に進展していたので、将軍自身が直接的に主従関係を形成して把握し得る諸国の国人層は、相当程度層が薄くなって来ていたかと思われるが、幕府の膝元に位置する山城国の国人層を将軍が直接掌握したり、或いは、侍所を介して山城国の半済給分を奉公衆に給与したりする方法により、義詮及び義満の代には、将軍の近習や奉公衆の充実は、かなり進んだと考えられている。将軍一室町殿の直轄軍事力の中心となっていたのは、奉公衆であるが、この奉公衆とは、後の明德の乱においては、総勢五千余騎（普通は、三千余騎と言われている）から成る義満の「御馬廻」として、義満の手足のようになって活躍したことが知られている義満の親衛軍がそれであった。

南北朝期後期に当たる14世紀後半を通じての、幕府による謀叛人守護対策の実施の過程で、取り分け室町殿義満の代には、幕府に服属して京都に宿所を置き、幕府に常時出仕している程の所謂在京大名は、将軍義満自身が独占的に握っている謀叛人検断権の行使によって、守護独自の謀叛人検断権行使を大きく制約されるようになって行ったと考えられる。言ってみれば、将軍一室町殿自らが、大犯三箇条に規定されている謀叛人検断権に格段に優越し、圧倒的に優位する「謀叛人に関する上位検断権」とも言うべき絶大な権限を自由自在に振るうようになるのである。これを将軍による「謀叛人直断主義」の成立と言い換えてもよからう。こうして、室町殿義満の代には、南方凶徒退治と並んで、守護の謀叛の問題こそは、前代における「いざ鎌倉」に匹敵する公方（将軍）の一大事—「公方の御大事」—となったわけである。国人一揆や守護の保有する軍事力は、「公方の御大事」または「君の御大事」を武力で解決するための南方凶徒討伐戦または守護叛乱軍討伐戦を遂行するためにのみ、公方が直々に発する「上意」と名付けられた命令のみに基づいて、軍勢催促（軍事動員）を掛けられる態勢が急速に整えられて行ったと考えられる。

VI 南北朝合一の意味

『明德記』の記述を借りれば、「守護は公方の御代官」と位置付けられ、「凡守護の事は遷題の職たり。」と言われるようになって、諸国の守護、取り分け在京大名諸氏が、宛然公

方一室町殿義満の僕従の如く顧使されるようになって行く中で、南北朝期最末期に起こって来た大守護の謀叛事件が、「土岐氏の乱（美濃の乱）」と「明德の乱」であった。

先ず、土岐氏の乱(美濃の乱)のあらましを簡単に振り返っておくと、嘉慶元年(一三八七)十二月、美濃国・尾張国・伊勢国の守護職を兼帯する幕府宿老の有力守護大名土岐頼康(土岐善忠)が卒去した後、公方義満は、頼康の養嗣子康行(康之)に跡を継がせることにしたが、康行には美濃・伊勢の二カ国を分国として与えるだけに止める一方、「内々一家の惣領に心をかけ」ていた康行の弟満貞に尾張国の守護職を継がせることにして、土岐一族を意図的に分裂に導いた。当然、康行は、義満のこのような処置に不満を抱いたが、果たして、満貞が尾張の新任守護として入国した時、康行の従弟で娘婿だった詮直が、黒田宿で、満貞を迎え撃った。これに端を発する両者の武力闘争では、案の如く康行が詮直を支援し出したので、それを見て取った上で、公方義満は、康応元年(一三八九)四月、康行討伐のためと称して、満貞への援軍を尾張国に送り込んで、土岐一族の内紛騒擾を拡大した。そして、明德元年(一三九〇)閏三月になると、義満は、飛騨国の守護京極高秀以下の幕府軍を美濃国に攻め込ませて、遂に康行を没落させたのである。土岐氏の乱の鎮圧後は、万事公方義満の処分に従い、美濃国の守護は、土岐頼世、尾張国の守護は、満貞、伊勢国の守護は、前述した謀叛人仁木義長の子息満長と、三人の守護に一国宛三つに分けられることになった。こうして見ると、土岐氏の乱は、従来諸書に説かれて来た通り、義満による露骨な守護大名の勢力削減策の具体化に他ならなかったことが再確認される。最早言うまでもあるまいが、公方義満自身の判断と決定に基づく土岐氏の乱の解決及び事後処理に当たって、特に守護職権たる謀叛人検断権が発動された形跡は全くない。将軍による謀叛人に関する上位検断権の発動と将軍による謀叛人直断主義の発現をそこに見て取れるだけなのである。

一方、明德の乱は、前述した「謀叛人の中の謀叛人」と呼ぶべき山名時氏の一族山名満幸・山名氏清等が起こした大守護山名一族の叛乱であった。時氏は、応安四年に没したが、没後、丹波国・丹後国・因幡国・伯耆国・美作国五カ国の守護職を一族に残した。その後の山名一族は、守護分国に但馬国・和泉国・紀伊国・出雲国・隠岐国・備後国を加えて、実に全国六十六カ国の内の六分の一、十一カ国もの国々の守護職を独占するようになった。そこで、山名一族を「六分一衆」と呼んだと言われている。これ程の大勢力を有するに至った山名一族は、公方義満にとっては、関東十カ国を管轄下に置いて支配する鎌倉府に匹敵する最大級の目の上の瘤であったから、早くから室町幕府からの牽制を受けていた。しかし、山名一族は、一枚岩ではなく、内部に対立があった。山名氏の惣領時義と庶子の氏清・満幸等が不和だったが、康応元年五月、時義が亡くなると、義満は、明德元年三月、時義が生前但馬国に在国し、京都の御成敗に随わず、雅意に任せて振舞っていたという理由で、上意として「態と一家の人々」氏清・満幸に命じて、時義の子息時熙・氏之を討伐させた。

この時、氏之の弟義熙の分国であった備後国には、康暦の政変で失脚した細川常久（細川頼之の出家後の名）が軍勢を率いて攻め寄せている。そして、義満は、彼等の分国であった但馬国を氏清に給付し、伯耆国と隠岐国を満幸に給付し、備後国を細川常久に給付した。この結果、満幸は、丹後国・出雲国・伯耆国・隠岐国四ヶ国の守護に任じ、氏清も、但馬国・和泉国・丹波国など数ヶ国の守護職を兼ねて、勢力を強めた。翌明德二年（一三九一）三月になると、義満は、管領を斯波義将から細川頼元に更迭し、実兄で養父の細川常久を上洛させて、政務を後見させた。これは、出家した者には管領職を勤めさせられないという考慮から、常久の代わりに頼元を管領の名義人にした措置と言われている。『明德記』によれば、この時、義満は、「政道の事は毎事武州禅門にまかす」と仰せられたという。そして、義満は、満幸が仙洞（後円融院）御領の出雲国横田庄を押領したという理由で、満幸を京都から追放し、守護職を改替して、時熙・氏之の罪を許そうとした。これは、明らかに、將軍固有の職権である守護任免権と前述した赦免・宥免便宜主義を縦横自在に駆使して、何が何でも山名氏の勢力を削減しようとする義満の謀略的意図の表われと言う他はない。満幸は、義満の露骨な策略になす所なく翻弄され、徒らに謀叛へと駆り立てられているかに見える。しかし、南北朝期という乱世は、公方自身がこの程度の初歩的な策略を使いこなせなければ、早晚謀叛人に転じた守護に襲撃され、破滅するのは避け難いという、現代人の想像を遥かに超えた凄まじい時代なのであった。幼児期に、謀叛人となった守護細川清氏が引き起こした南朝軍による京都進攻の最中、京都を脱出し、急ぎ播磨国に逃れて赤松氏を頼った体験を持つ義満に似つかわしい、守護と呼ばれる存在に対する根深い不信任感をそこに読み取ることができよう。『明德記』によれば、満幸が分国和泉国にいた舅氏清の所へ行き、「近日京都の式なにとかおぼしめされ候。たゞ事に触てこの一家を滅さるべき御結構なり」と語ったという科白の中に、ことの真相が余さず物語られている。満幸に熱心に口説かれた氏清は、新田義貞の一族として、「天下の望は元来心にかへ」ていたので、二つ返事で謀叛を起こすことに賛同した。そして、満幸には、一旦分国の丹波国へ帰って、そこから京都へ攻め上る準備をせよと命じ、自分は、兄の山名義理が守護に任じている紀伊国の軍勢を伴って、分国和泉国から北上し、京都を挟み撃ちにする作戦を立てた。山名一族の分国丹波と和泉の両国における謀叛の準備の様子は、隣国などからの早馬で、同年十二月十九日の暮れ方には、早くも義満の許へ注進が入り、義満は、立ち所に山名の謀叛の企てを察知した。守護の謀叛に関する將軍の職権探知主義は、速やかに機能したのである。同月二十五日の夜に、室町殿義満の許に、細川常久・頼元を始めとして、斯波・畠山・今川・一色・大内・赤松・佐々木等、主立った在京大名諸氏を集めて、軍評定が開かれ、西方及び南方の二方面から京都に攻め上って来ると予測される謀叛人山名の軍勢を迎え撃つに当たり、和戦両論様々な意見が出たが、「今度の彼等が企またく訴訟などの為にはあらず。只天下に心をかけたる物也」、「当家の運と山名一家の運とを天の照覧に任すべし」と

の義満の命令一下、開戦と決まり、早速翌日から京中での諸大名の軍勢配置が行なわれた。前記した「家僕御退治の御出なれば」というのは、この日の義満の簡略な装束を指して言ったものであり、当然、義満は、北朝朝廷による朝敵治罰の綸旨を全然貰い受けてもいなかったのである。家僕御退治という名目は、後の合戦当日における義満の簡略な装束にも、同様に現われている。この時義満の本陣となった一色詮範の中御門堀河の宿所の近くには、將軍直轄軍である御馬廻五千余騎（普通は、三千余騎と言われている）が控えていた。一方、氏清の軍勢は、北上して八幡に着き、合戦の吉日を占ったりしたが、部将の小林義繁に「先年事の次有し間、南朝より錦の御旗を申給て今にあり。今度この旗を差て合戦をすべし」と提案して、義繁から反対されている。氏清の謀叛軍が南朝の錦の御旗を掲げて戦おうとしている点に注意してよいと思う。三十日の大晦日が合戦の当日となったが、早朝から、山名側には寝返りが出て、幸先が宜しくない。山名高義及び小林義繁の軍勢は、大宮を北上し、二条大宮に陣取っていた幕府方の周防国・長門国等の守護大内義弘の軍勢と激突して、合戦が始まった。この激戦では、山名方の両将が壮烈な討ち死にを遂げ、謀叛軍が敗北した。丹波からの満幸勢二千余騎は、峯の堂から降りて桂川を渡り、八幡からの氏清の軍勢に協力しようとしたが、今度の謀叛を発案し、叛乱を謀議した張本人である大将の満幸自身が、道に迷って遅れて来る始末であった。義満は、山名の謀叛軍との合戦の当日になって、直轄軍の御馬廻五千余騎を率いて中御門大宮に本陣を移した。この御馬廻は、「東西の責口に難儀ならんかたを御合力あるべし」という後備兵力として、將軍の手近に温存されていた軍勢である。合戦当日には、義満は、煙革の中二通黒皮で緘した腹巻と言う簡略な防具を着けていたが、「御小袖」と名付けられた源家重代の由緒ある大鎧をわざと着用しなかった。『明德記』によれば、それは、「御小袖は朝敵御退治の時めさるゝ当家佳例の御きせながなり。今度は家僕の過分を誡らるゝ御退治なれば如此の御出立なり。」と説明されている。守護の謀叛は、今や公方一室町殿義満の家僕の過分に他ならなかった。そこで、源家將軍直々の出馬による朝敵御退治の時に着用されるべき、由緒正しい「御きせなが」大鎧の出番は、今回は全然なかったわけであり、従って、今度の山名の謀叛事件の解決に当たっては、北朝朝廷の発給する朝敵治罰の綸旨の出番も、同様に全然なかったということになる。この明德の乱の時には、管領頼元から、山城国大山崎の離宮八幡宮の神人や地下人等に「近所近郷を相催して南方凶徒参洛の路次を差し塞ぎ治罰を加えよ」と命ずる管領奉書が出されていたが、管領が將軍の政務を代行して執政している時は、將軍の御教書の代わりに管領奉書が使用される例になっていたから、この場合は、実質上は、將軍の御教書が発せられたに等しかった。従って、前述した「御教書一本主義」は、明德の乱の解決に際しても、貫かれていたと見て差し支えない。また、この管領奉書では、山名の謀叛軍を南方凶徒と同一視している点にも注意したい。山名の謀叛は、守護の謀叛人検断権の有効範囲を遥かに越えた「君の御大事」・「公方の御大事」だったのであり、それ

故に、室町幕府は、山城国内の神人や地下人にまで、直接軍勢動員を発令しているわけである。『明德記』の登場人物の一人の言に従うならば、この山名の謀叛軍との合戦こそは、「天下の御大事」に他ならなかったとすることができよう。満幸勢は、内野口の管領頼元・畠山基国の幕府軍と衝突して激戦となり、勝敗が着かなかつたが、義満がこれを見て、手元に控えてあった御馬廻五千余騎を投入したので、満幸勢は、桂川を渡って敗走し、謀叛の張本人満幸は、討ち死にした若党共を見捨てて戦線を離脱し、丹波路を指して逃げて行った。一方、北上して来た氏清勢二千余騎は、今朝の二条大宮の戦いで、山名高義・小林義繁両将が討ち死にしたと聞き、二手に分かれて、二条大宮を目掛けて進んだ。迎え撃ったのは、朝からそこに陣取っていた大内義弘勢と、それに援軍として加わった播磨国の守護赤松義則勢である。しかし、幕府軍は、苦戦を強いられたので、義満に増援を要請したところ、三河国・若狭国の守護一色詮範が名乗りを上げたので、義満は、斯波義重勢と共に、詮範勢を急派した。旗色の悪くなった氏清は、後日を期するべく子息兄弟二人を丹波へ落としたが、これを見て、氏清勢からは、兵がどんどん抜け落ちて行き、謀叛軍は、散り散りになってしまった。そこへ、義満自身が御馬廻五千余騎を引き連れて押し出して来たので、氏清の周囲には、僅か十七、八騎程しか、踏み止まって戦う者もなくなった。謀叛の謀議の際には、威勢のよかった連中も、この時までには、あらかた落ち失せていたのである。「今はかう」と悟った氏清は、押小路大宮の小竹の一叢ある所へ入って腹を切ろうとしたが、駆け付けて来た詮範父子の手に掛かって、あえなく討ち死にを遂げてしまった。こうして、義満お抱えの陰陽頭土御門有世の予言通り、この大兵乱は、「一日がうちの御よろこび」となって、義満の勝利に帰して終わったのである。この日一日の戦いで、戦死した幕府方の兵の数は、二六〇余人、戦死した山名の謀叛軍の兵の数は、八七九人であったという。『明德記』には、戦闘終結後、詮範が持参した氏清・氏義の首を義満が実検する場面は、「やがて一色左京大夫詮範、山名陸奥前司氏清・小次郎氏義の頸を御前へ進上申されけり。やがて御所様御覧有て仰有けるは、「天の許なき謀叛発してなれる物のはてをみよ人々。」と仰あり。且は世々哀におぼしめされたる御気色にて、御涙をうかめさせ給ければ、諸大名諸軍勢数百人庭上に満て、只今までの瞋恚強盛の志をはげまして、互に親類若党をうちうたれぬる心をひるがへして、みなれし名残今の哀に皆鎧の袖をぞぬらしける。」云々と描写されている。義満が、居並ぶ諸大名等を前にして、「お前らも、謀叛を起こして將軍に齒向かえば、こうなるんだぞ」と凄んで見せている場面であるが、義満が「且は世々哀におぼしめされたる御気色にて、御涙をうかめさせ給」うたという記述は、見逃せまい。歴史上明德の乱と通称されている山名一族の謀叛事件は、南北朝期における有力守護の謀叛の代表的事例と言いなされて来たが、実の所は、全て義満一人で仕組んで引き起こした謀叛事件だったのである。真実の謀叛の張本人は、山名一族ではなく、紛れもなく公方義満その人だった。それを思えば、真実の張本人自身、ふっと情けなくなって涙を浮かべることも、

強ちあり得ないとは言い切れないのではあるまいか。

年改まって、明德三年正月四日に、合戦の論功行賞が行なわれ、山名一族の分国は、山城国が畠山基国に、丹波国が細川頼元に、丹後国が一色満範に、美作国が赤松義則に、和泉及び紀伊国が大内義弘に、但馬国が山名時熙に、因幡国が山名氏家に、伯耆国が山名氏之（氏幸）に、隠岐及び出雲国が佐々木高詮に給与された。明德の乱の後には、山名一族は、合計して僅かに三ヶ国の守護職を保ち得たのみであった。將軍固有の権限である守護任免権行使の結果である。山名の謀叛事件の解決及び事後処理には、最初から最後まで、その一部始終につき、個々の守護による謀叛人検断権行使が全く介在しておらず、戦闘行為を担ったことを除けば、守護が謀叛人守護の処分に一切介入せず、全く関与していなかったことは、最早繰り返すまでもなく明らかである。明德の乱は、土岐氏の乱に続いて、守護の謀叛事件が、最初から最後まで、その一部始終につき、室町將軍自身による直断主義的な職権行使のみによって、完全に解決され、全て処理されることをまざまざと示した事件であった。なお、合戦の後日談になるが、『明德記』によれば、氏清・満幸の謀叛に与同した紀伊国の元守護山名義理は、旧分国に立て籠って新任守護大内義弘の討伐軍に抗戦しようとしたが、軍勢が日々に抜けて行き、百騎にも満たなくなったので、一艘の大船に乗って脱出し、由良の港に着き、「高野山を経て、南朝へ参上しては」という意見も出たが、先ず由良の興国寺に参って、二月二十八日に、そこで出家した。それからは、伊勢神宮に詣でたりしたが、結局同伴者五人を伴って、諸国行脚の旅に出、行方知れずになった。一方、乱に敗れて一旦は落ち延びた満幸も、やがて出家して、諸国を巡っていたが、明德四年（一三九三）冬の頃になって、出雲・伯耆へ打って出て挙兵し、国中を計略した。しかし、播磨国五著の宿で、赤松勢に見咎められた弟山名十郎等を失い、すぐに与力の者共も逃げ散ってしまったので、再び僧形になって、諸方を漂泊して日を送っていたが、応永元年（一三九四）の春頃に、都へ上り、五条高倉辺の小屋に隠れ潜んでいる所を、公方義満の探知する所となって、同年（実際には、応永二年）三月十日、侍所佐々木高詮の率いる討手手に襲われ、あっけなく討ち取られてしまった。

南朝方は、有力な潜在的与党だった山名一族の没落によって、一気に潜在的な抵抗力を失った。明德三年十月に、義満が、南朝の後龜山天皇との間で講和の交渉を開始したのは、時宜を得ていた。南北両朝の和睦の条件は、以前応安二年に管領細川頼之が南朝に提示した講和条件と殆ど同じ内容の条件であり、「一、南朝の後龜山天皇は、讓国の儀をもって、三種の神器を北朝の後小松天皇に渡す。一、今後、皇位は、南朝・北朝、すなわち大覚寺・持明院の両統交互とする。一、諸国の国衙領は大覚寺統、長講堂領は持明院統の支配とする。」という三条件であった。かつて管領頼之が交渉した応安の時には、南朝から一蹴された講和条件であったが、その後、南朝は、幕府が九州探題として派遣した今川了俊の九州計略によって、九州での勢力をあらかた失い、南山の奥に細々と逼塞しつつ、幕

府に抵抗し続けた。南朝が南山の奥に引き籠って、長年頑強に幕府に抵抗し続けることができたのは、偏えに、皇位の象徴たる三種の神器を実際に保持し、皇位の正当性を主張できるのは、北朝ではなく、南朝の方であるという意識が、心の支えになっていたことによるのであろう。しかし、今では衰え切っていた南朝には、潜在的な最有力与党である山名一族を失った打撃によって、この時義満が持ち掛けた講和条件を撥ね付けるだけの力は、最早残っていなかった。義満が提示した三項目の両朝合体条件を、後龜山は、そのまま受諾するしかなかったのである。こうして、同年閏十月二日、後龜山は、帰洛して洛西の大覚寺に入り、その三日後に、讓国の儀に先立って、三種の神器だけが北朝の後小松天皇の内裏に移された。皇位の象徴である三種の神器だけが北朝側に無理やり取り上げられた格好である。講和条件第一項は、早くも義満によって踏みにじられた。しかし、これを以って、漸くにして、南北両朝の合一が成り、六十年近くの長きに亘って日本社会を未曾有の混迷状態に陥れ、何時果てるとも知れない内乱の渦中で計り知れない程多数の人命を失い、夥しい財貨を破壊し尽くし、甚だしい人心の荒廃をもたらした揚げ句の果てに、南北朝の内乱時代は、遂に終わりを告げたのである。その後、講和条件の残りの二条項も、空手形と化して、北朝及び義満によって守られることは絶えてなかった。取り分け、第二項にある大覚寺・持明院両統の迭立条項が守られなかったことから、後年、深刻に尾を引く後南朝の問題を生じるのである。

南北両朝の合一に至れば、南朝と言う幕府にとって最も手強く、最も頑強な「不退転の謀叛人」とも呼ぶべき謀叛人勢力が、遂に力尽きて消滅したので、謀叛人の問題については、政令が二途に出る危険性が、これを以って完全に消失したと考えることができよう。実際には、各地に南朝の残党が残っていたが、南北両朝の合一により、南帝後龜山が帰洛したので、最早「南方凶徒退治」のための守護の軍勢催促と軍勢発向が行われることは、二度と再び起こり得なくなった。こうして、理屈の上では、南北朝合一以後、南朝に対する謀叛と言う事態も、北朝に対する謀叛と言う事態も、共に、今後決して二度と発生し得ない事態となったわけであり、今後、もしも万一、室町幕府延いては国家の存立に関わる「天下の御大事」と呼べる程の謀叛事件が発生して来る場合があるとすれば、それは、室町幕府に対する謀叛事件か、さもなければ、室町幕府と一体化した京都の朝廷（南北両朝が合体して一つになった、京都に所在する唯一の朝廷）に対する謀叛事件か、その何れかの謀叛事件だけしか、決して起こり得なくなったわけである。誰が謀叛を起こすにせよ、発生して来た謀叛を鎮圧して実際の叛乱の解決及び事後処理に当たるべき主体は、紛れもなく、叛乱を受けて立つ室町幕府に確定されたのであって、その主体は、南北両朝が合体して一つになった京都にある唯一の朝廷でもなければ、個々の守護でもなくなった。そして、實際上、南北朝の合一以後になって、もしも万一、「天下の御大事」と呼べる程の謀叛事件が発生して来る場合があり得るとすれば、その謀叛事件は、何れかの国の守護が室町

幕府に反逆して引き起こす謀叛事件か、或いは、数カ国から十カ国程度の管国を統括する鎌倉公方とか九州探題などと言った室町幕府の出先機関の長官が幕府に反逆して引き起こす謀叛事件か、そうした類の室町幕府に対する謀叛事件位しか最早考えることができなくなったのである。今後は、もしも万一、室町幕府の存立と公方の一身の安危に関わる程の重大な謀叛事件が起こって来る場合があるとすれば、その謀叛事件を引き起こす者は、必ずや、何れかの国の守護であるか、或いは、その上級の幕府出先機関の長官であるかに違いなくなった。従って、こうなると、室町幕府は、たとえ万が一、謀叛が起こって来る場合があったとしても、それは、公方の家僕に相当する守護か、または、精々その上級の幕府出先機関の長官かが引き起こした謀叛事件に違いないものとして、京都にある唯一の朝廷から一々朝敵治罰の綸旨を賜らなくても、公方一個の発令のみに基づいて、謀叛事件の解決と事後処理に当たられるようになったわけである。事実、明德の乱の後に起こった最初の「天下の御大事」と呼べそうな大規模な叛乱は、応永六年（一三九九）十月に、周防国・長門国・石見国・豊前国・和泉国・紀伊国の守護であった大内義弘が起こした「応永の乱」であった。この義弘の謀叛も、従来言われて来たように、義満が張り巡らした守護抑圧策の網目に、義弘が脆くも引っ掛かった結果という面が大きいようである。なお、この応永の乱の時は、義弘は、当時就任したばかりの鎌倉公方足利満兼を謀叛計画に引き入れて頭目に戴き、東西呼応して起つという非常に大規模な構想の謀叛計画を持っていた。謀叛人守護の精神的な拠り所であり続けた南朝は、この時には最早存在しなかったため、満兼は、南朝の権威の代わりに、「天命を奉じて暴乱を討ち、將に国を鎮め民を安んぜん」という中国の革命思想を持ち出して、広く反幕府勢力を糾合しようとした。一方、義弘は、堺の町を強固な城塞と化して、五千余の兵等と共に立て籠り、幕府に徹底抗戦する構えを見せたが、結局は、義満が率いる幕府軍（畠山・斯波などの諸大名の三万余騎から成る大軍勢）と左義長（爆竹の類）を用いた火攻め攻撃には抗し切れず、同年十二月二十一日、立て籠っていた堺城で奮戦した揚げ句、敗北して壮絶な自決を遂げ、堺の町は、灰燼に帰した。応永の乱の後、大内氏の分国は、周防・長門の両国のみとなり、大内氏の勢力は、大きく殺がれる結果となった。こうして、室町期に入った頃には、守護が幕府に反逆して謀叛を起こそうとした場合には、速やかに公方自身による謀叛探知を受け、直ちに公方自身が持つ上位検断権が発動されて、守護の謀叛事件は、公方による謀叛人直断主義に沿って、迅速に解決及び事後処理を図られるようになり、公方直々の軍勢催促によって守護等の軍事力を結集した幕府軍の武力を以って、謀叛人討伐戦を敢行し、万事が公方一個の発令のみに基づいて解決を図り得るようになっていたから、鎌倉時代以来、守護が幕府から一応独立した職権として認められていた謀叛人検断権は、この段階では、事実上全く使い道がなくなっていた。それと同時に、この段階に至ると、公方の命令に基づいてなされる軍事動員以外の、守護の勝手な軍事動員等の軍事行動は、全て幕府に敵対する謀叛行為と

見做されるようにさえなっていたのである。南北両朝の合体後の室町期には、謀叛人検断の問題に関しては、凡そこのような時代状況に立ち至っていたのであり、従って当然、大犯三箇条の中にある謀叛人検断条項は、室町期に入った段階では、独立した守護の職権事項としては、名実共に完全に空洞化し、全くその存在意義を失い果てていたとすることができる。

それ故に、室町期の段階に至って、義満は、大犯三箇条の三条項の中から、謀叛人検断条項だけを削除したと考えられる。ここまで来て、そのような大犯三箇条の三条項の改変を軽々しく行えるものかどうかという疑問を持たれるかもしれないが、謀叛人検断条項の問題に限って見れば、それが全く合法的に可能なことだったのである。そもそも、室町幕府が鎌倉幕府からそっくりそのまま継承した武家の基本法典たる御成敗式目第九条には、「一 謀叛人の事 右、式目の趣兼日定め難きか。且は先例に任せ、且は時議によつてこれを行はるべし。」と規定されているだけだったから、御成敗式目の規定によれば、謀叛人の問題については、結局は、その時々具体的な状況（時議）に従って処置されるべき定めになっていたのである。勿論、前引『中世の罪と罰』の中にも、この点に関する指摘と議論が少しだけ出ている（同書191～192頁の辺）が、そこでは、断定的なことは何一つ言われていない。前述したように、幕府と謀叛人守護との間で灰色な守護職の取り引きが成り立ったのも、そもそも、謀叛人の処遇如何についての準拠法となるべき御成敗式目の中には、このように曖昧模糊とした規定しか設けられていなかったが故ではないかとも考えられる。小稿で述べて来たように、南北両朝の長きに亘る対立状態が解消され、「不退転の謀叛人」南朝が遂に屈して消滅し、曲がりなりにも平和になり、曲がりなりにも室町幕府による全国統一事業がほぼ完成を見るに至った、室町期に入った当時の全般的情勢及び時代状況に照らして見ると、謀叛人検断条項が大犯三箇条の中から削除されるためには、文字通り機は熟していたと言える。義満は、御成敗式目第九条の規定の法意に忠実に従って、謀叛人検断条項を大犯三箇条から削除したのであろう。義満の意識としては、ここに至って別段何か御成敗式目の規定の法意に背馳するようなことをあえてしたわけではなく、むしろ御成敗式目の規定の法意の精神に則り、時議に従って謀叛人検断条項を削除することによって、大犯三箇条が生じていた甚だしい矛盾の問題を解決したまでのことであつたろうと推測される。大犯三箇条から謀叛人検断条項が削除されたということは、前述した諸国の守護の手からの謀叛人検断権の回収事業が完了したことを意味している。義満は、謀叛人に関する将軍の上位検断権の方は、当然の如く公方一将軍自身的手中に温存しながら、諸国の守護の手から回収された謀叛人検断権を、幕府直隸の検断に関する中央機関である侍所に、全て委譲したのではないかと推測される。『武政軌範』の「侍所沙汰篇」には、侍所の沙汰する所管事項の筆頭に、謀叛のことが挙がっているが、これをその有力な証拠と考えることができよう。こうして、室町将軍による謀叛人直断主義が確立を見る

に至ったと考えられる。

しかし、そうなると、当然、大犯三箇条は、一項目を失って、大犯二箇条に変化していなければならないはずである。ところが、そうはならなかった。それは、御成敗式目それ自体に内蔵されていた自律的修復機構または自動的補正機構とでも呼ぶべき修正機構が、大犯三箇条の場合に、適確に作動した結果と考えられる。大犯三箇条に関する御成敗式目の自律的修復機構または自動的補正機構は、御成敗式目第三十二条並びに第三十三条の規定の組み合わせから成っていた。御成敗式目第三十二条の事書は、「一 盗賊・悪党を所領の内に隠し置く事」であり、御成敗式目第三十三条の規定は、「一 強・竊二盗の罪科の事付たり。放火人の事右、すでに断罪の先例あり。何ぞ猶予の新儀に及ばんや。次に放火人の事、盗賊に准抛してよろしく禁遏せしむべし。」と言うものであった。御成敗式目は、第三十二条の事書で、盗賊・悪党を並列していたが、これは、盗賊概念と悪党概念を置き換えることが可能であり、両者が極めて容易に置き換えられ得る近似概念であることを物語っていると考えられる。そこで、この融通無碍な置換可能性を小稿の冒頭に掲げた康永時の大犯三箇条の条項に適用して見ると、康永時の大犯三箇条は、①謀叛人の検断、②殺害人の検断、③盗賊の検断、の三条項に置き換わることになる。ところが、小稿で述べて来たように、南北朝期前期に当たる康永時の大犯三箇条の中には残されていた①謀叛人の検断条項は、室町期に入ると、中世随一のデスポット公方義満によって、完全に無用の条項と見做され、時議に従い、実質上削除する措置を取られてしまった。ここで注目されて来るのが、御成敗式目第三十三条の規定の中にある「放火人の事、盗賊に准抛してよろしく禁遏せしむべし」との文言である。元来、御成敗式目の規定の中には、盗賊の検断事項に準抛して処理され得る検断事項として、放火人の検断事項が存在していたのである。すると、御成敗式目第三十三条の規定の法意に照らして考えて、放火人の検断事項は、盗賊の検断事項と並列され得る検断事項と見做しても、何等差し支えは生じまい。従って、何処までも御成敗式目の規定の法意に忠実であらんとする姿勢を保持する限り、放火人の検断に関する条項を、義満に削除されたことによって空席となった①謀叛人の検断条項の後釜に据えて、③盗賊の検断条項と並列させて置き換えることには、少しも無理がなく、却ってむしろ極めて自然な操作だったと考えられるわけである。もしも、大犯三箇条の条項が、このように操作して無理なく配列し直され得るものだとすれば、①謀叛人の検断条項が削除された後の大犯三箇条は、①放火人の検断、②殺害人の検断、③盗賊の検断、の三条項に、自然的に置き換わっていなければならないはずである。これは、小稿の冒頭に掲げた故網野氏の「大犯三箇条」は後になると、家焼きと盗みと殺害になる」という予測に合致すると同時に、笠松氏が指摘されているような、『邦訳日葡辞書』のダイボン（大犯）の項に出ている「大犯三箇条、すなわち、家焼き、人殺し、盗み」と完全に同じ条項配列になっているのである。御成敗式目の規定自体に内蔵されていた自律的修復機構または自動

的補正機構は、極めて自然に無理なく作動したので、恐らくは、義満にも、室町幕府当局にも、ここに来て、殊更に大犯三箇条を改定したとか、わざわざ手を加えて大犯三箇条を改変したとかといった意識すらも、殆ど持たれることはなかったと思われる。つまり、義満と室町幕府当局は、ここに至って、鎌倉幕府からそのまま継承した御成敗式目の規定の法意を汲み、時議に従って、ただ単に、謀叛人検断条項を大犯三箇条の中から削除する措置を取っただけのことだったと考えられる。しかし、こうして御成敗式目の大犯三箇条規定に極めて重大な削除措置を取ったことを除いては、義満も、室町幕府当局も、あくまでも慎重かつ忠実に武家の基本法典である御成敗式目の規定の法意に従い、ひたすら御成敗式目を尊重し、墨守しようとする守旧的な態度を堅持し続けたのであろう。そして、公方及び室町幕府が、可能な限り御成敗式目の規定の法意を汲み取るように努め、御成敗式目の規定を墨守しようとする守旧的態度を保持し続ける限り、大犯三箇条の三条項の配列には、御成敗式目自体が内蔵していた自律的修復機構または自動的補正機構の正確な働きが極めて自然に加わることとなって、大犯三箇条の三条項の配列が、ごく自然な形で変形を受け、上記のように置き変わるようになったと考えられるのである。

南朝最後の天皇后亀山は、南北朝合一によって帰洛した後は、北朝朝廷及び室町幕府から、「不登極帝」、つまり皇位に即いていない天皇と見做す取り扱いを受けていたが、応永元年二月に至り、万端に亘り義満の計らいによって、太上天皇の尊号を宣下された。遂に室町幕府に屈した「不退転の謀叛人」に対するこのような別格の優遇措置は、勿論、北朝と和睦した南朝最後の天皇が対象とされたために取られた特別措置と考えられるが、北朝朝廷の側から見れば、最後の南帝は、和睦するまでは朝敵の最たるものだったわけだから、両朝合体の結果還京したとはいえ、南帝後亀山の処遇如何の問題は、本来の筋から言えば、今谷氏により「最後の治天」と名付けられている北朝の治天後円融院が、万端に亘り取り計らって処置すべき北朝朝廷の最重要問題であったはずである。ところが、実際には、この後亀山の尊号一件は、最後の治天後円融院が何等具体的な処置を取り計らうこともないまま亡くなった後、後小松天皇を始めとする北朝朝廷が全く与り知らない内に、全てが義満一個の計らいによって決定を見たのである。その万端に亘って義満一個の意向を受けて進められた所から見ると、義満によって一切を仕切られたこの尊号一件の措置が、朝廷による朝敵に対する処遇の本来の筋道から大きく逸脱した異例中の異例の措置であったことは、確かな所であろう。史上似たような先例が皆無というわけではないが、これは、誰の目にも明らかに「僭上の沙汰」と映る公方義満の越権行為に違いあるまい。しかし、「謀叛人の中の謀叛人」山名軍による最後の京都総攻撃を幕府軍の実力を以って難なく撃退し、剩えその余勢を駆って、半世紀以上に亘って深刻な対立を続けていた南北両朝を合体に導き、曲がりなりにも全国の再統一を成し遂げることができた義満にして初めて、南帝の尊号一件について何等なす所のなかった北朝朝廷に成り代わり、万端に亘る処置を自ら取り

計らうことが可能になったというようにも考えられる。そうした見方に立てば、最後の南帝の尊号一件は、むしろ、前述の「赦免・宥免便宜主義」の延長上に位置付けることが可能な、公方一室町將軍による特別措置だったとすることができるのではないか。今や朝敵の処遇問題を含めて、謀叛人の問題の解決及び処理については、全て公方一室町將軍が独占的に管掌できるようになったと言えよう。

考えてみれば、謀叛人が起こす叛乱を征伐し、発生した謀叛を鎮圧することは、征夷大將軍と名付けられている職が出現した当初以来、長らく征夷大將軍の職分中の職分であったわけであり、極端な言い方をすれば、征夷大將軍とは、日本国内で発生して来る大規模な叛乱の鎮圧に関する請負業者であったに過ぎないとも言えよう。こうした歴史常識に近い観点からすれば、義満は、ただ、征夷大將軍の原点に立ち返っただけであるようにも見える。しかし、室町殿義満の時代ともなると、原初の征夷大將軍とは決定的に違う特徴が一つ現われ出て来ていた。それは、謀叛人の討伐を発令する主体が、最早天皇や上皇などの所謂「治天」と呼ばれる最上位にある存在ではなくなり、公方一室町將軍その人に切り変わっているという点である。現象的には、この特徴点は、前述した通り、康暦以後の義満執政期における北朝朝廷からの朝敵治罰の綸旨の発給停止及びそれと表裏を成す「御教書一本主義」化となって現われている。しかし、日本国内で発生する凡そあらゆる叛乱を全て自分一個の発する命令に基づいて討伐し、実力を以て確実に鎮定し得る権力を完全に掌握している最高権力者は、最早征夷大將軍と呼ばれる叛乱鎮圧請負業者の職能の範囲を越えて出ている存在と言えるのであり、そのような立場にある者は、後に義満自身が対外的に自称するようになる「国王」の称号にこそ相応しい面を持っていると言えよう。日本国内に発生する凡そあらゆる叛乱は、叛乱鎮圧請負業者に過ぎない征夷大將軍が承った治天の命令によってではなく、国内の最上級発令者である日本国王自らが直々に発する命令に従って、確実に鎮定され、完全に解決され、処理されるのでなければならない。南北朝期後期、「日本国王」は、九州に勢力を振るっていた南朝の征西將軍懷良親王が、その亡き後までも、中国の明王朝から認められていた称号であった。自分が出生する以前から延々と続いていた六十年近くにも亘る国内の内乱状態を自らの実力で漸く終息に導き（そのためには、自ら謀叛を誘発して、全国有数の強大さを誇る山名一族に大打撃を与えるという賭けまであえてした）、今や国内で発生し得る凡そあらゆる謀叛と叛乱を自らの発する命令一下、確実に鎮圧して解決し、完全に処理し得る実力と権能を備えるに至った公方一室町將軍義満が、「我こそは、日本国王」という強烈な自己意識を持ったということは、十分推測可能な範囲内にある事柄である。謀叛人の討伐と叛乱の鎮圧という、俗界で最も低級かつ下劣を極めてはいるが、必要とされる措置を自己の職権に基づく判断に従って確実にしかも完全に処理し得る強力無比な権能を、ほぼ全て我が手中に収め得た義満は、これを以って、武家社会と呼ばれる俗界において公方一室町將軍に必要とされる仕事を大体やり遂げ

たと判断したのであろう。応永元年十二月には、征夷大將軍を辞して、將軍職を子息義持に譲り、自らは太政大臣に任じたが、早くも、翌応永二年六月には、太政大臣を辞して、出家してしまった。既に国王のみに許される俗界の最高権力の実質上の保持者となっていた義満が、ここで、聖俗両界に君臨する法皇に転身し、「院政」と呼ばれる当時考え得る最高の統治形態を最後の治天後円融院からそっくり継承して、自ら院政に酷似する国家統治形態—これを「北山院政」或いは「鹿苑院政」と呼び得る—を創始したのである。北山院政（鹿苑院政）を開始して、聖俗両界に君臨する法皇に転身した義満が、叛乱鎮圧の際に、征夷大將軍の御教書を出すことは、最早あり得なくなつたが、公方—室町將軍の実権は、義満が北山第に引き移って、北山院政を開始した後になつても、相変わらず自分の手元に押さえていたので、依然義満の名（出家後の法名は、道義）で、最高の文書形式とされる御判御教書を出し続けていた。その上、「義満の院宣」と名付けられる特異な形式の文書までをも出し始めたのである。今谷氏の命名に従えば、これは、「国王御教書」と呼び得る文書であり、天皇を超えた国王の地位を表象する文書と考えられている。こうして、遂には、鹿苑院太政法皇義満が出す書簡であり、書状の形式を取る所謂「御内書」に基づいて、謀叛事件の処置が図られるようにすらなつて行くのである。

VII おわりに

以上、小稿では、14世紀中葉に起こつた観応の擾乱の前後を境に、足利幕府の任命した守護が、足利將軍に反逆して盛んに謀叛を起こす風潮を生じ、將軍に対する守護の謀叛行為が繰り返されるようになったこと、守護の謀叛を受けて立つ將軍自身が、謀叛を起こした守護を「直断」する必要に迫られたこと、將軍による謀叛人直断主義と大犯三箇条にある守護職権たる謀叛人検断権とが両立し得ない所から、足利將軍取り分け三代將軍—室町殿義満によって、將軍による謀叛人直断主義が断固優先して採用されることとなり、その結果既に事実上仮死状態に陥っていた大犯三箇条の謀叛人検断条項が、南北朝期末期には、ほぼ完全に効力停止状態に追い込まれたこと、南北両朝の合一により、大犯三箇条の謀叛人検断条項が名実共に完全に意味を失うに至つたので、公方義満が、御成敗式目の中にある謀叛人規定の法意を重んじ、時議に従つて、大犯三箇条の中から謀叛人検断条項だけを削除したと考えられること、そして、その結果、大犯三箇条の三条項に、御成敗式目の規定の法意に沿つた線での自然的な操作が加わつて、自然的な変動を生じ、室町期以後になると、そうして二次的に変化を遂げて「家やき・人ころし・盗人」の三条項に改まつた新たな大犯三箇条が定着を見るに至ると推定されること、を論じた。謀叛人検断条項を大犯三箇条から削除する措置を取ることによつて、將軍による謀叛人直断主義を完全に実現し、謀叛人検断権を余す所なく手中に収めた義満は、天皇や上皇などの「治天」と呼ば

れる最上位権力者の命令にはよらずに、公方一個の判断と決定に基づいて発令する治罰命令だけで、確実に謀叛人の鎮圧を図り得る非常に強力な最高権力を独占的に掌握した結果、征夷大將軍の域を大きく超え出て、「日本国王」位をすら志向し始めたが、遂には、当時最高の統治形態であった院政に類似する北山院政（鹿苑院政）を創始するに至ったと考えられる。

小稿の作成に当たって、次に掲げる諸書は、裨益する所が頗る大きかったが、本文中には、一々注を示さなかった。末尾になるが、ここにまとめて、順不同に記すこととし、深甚なる謝意を表したい。

引用文献・参照文献

- 新潮日本古典集成（第七二回）—山下宏明校注『太平記・四』（新潮社）1985・12・10
 新潮日本古典集成（第七八回）—山下宏明校注『太平記・五』（新潮社）1988・4・25
 日本古典文学大系 36—後藤丹治・岡見正雄校注『太平記・三』（岩波書店）1962・10・5
 岩波文庫—富倉徳次郎校訂『明德記』（岩波書店）1941・12・15
 日本思想大系 21—石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想・上』（岩波書店）1972・12・5
 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集・第二卷』（岩波書店）1957・6・29
 網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』（東京大学出版会）1983・11・15
 日本の歴史 9—佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社）1965・10・15
 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・上—南北朝期諸国守護沿革考証編—』（東京大学出版会）1967・9・10
 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究・下—南北朝期諸国守護沿革考証編—』（東京大学出版会）1988・11・10
 平凡社ライブラリー 62—佐藤進一『足利義満—中世王権への挑戦—』（平凡社）1994・6・15
 渡辺世祐『改訂版・関東中心足利時代之研究』（新人物往来社）1995・11・25
 高柳光壽『足利尊氏』（春秋社）1987・9・30
 人物叢書新装版—森茂暁『佐々木導誉』（吉川弘文館）1994・9・1
 人物叢書新装版—小川信『細川頼之』（吉川弘文館）1989・11・1
 人物叢書新装版—川添昭二『今川了俊』（吉川弘文館）1988・7・1
 中公新書 886—森茂暁『皇子たちの南北朝—後醍醐天皇の分身—』（中央公論社）1988・7・25
 中公新書 978—今谷明『室町の王権—足利義満の王権篡奪計画—』（中央公論社）1990・7・25
 講談社学術文庫—今谷明『戦国大名と天皇—室町幕府の解体と王権の逆襲—』（講談社）2001・1・10
 戦乱の日本史〔合戦と人物〕 5—安田元久監修・佐藤和彦責任編集『南北朝の内乱』（第一法規出版）1988・6・25
 熱田公監修・播磨学研究所編『赤松一族の盛衰』（神戸新聞総合出版センター）2001・1・20
 田辺久子『関東公方足利氏四代—基氏・氏満・満兼・持氏—』（吉川弘文館）2002・9・10
 歴史文化ライブラリー 147—飯倉晴武『地獄を二度も見た天皇 光厳院』（吉川弘文館）

2002・12・1

国文学研究資料館編・原典講読セミナー9—小川剛生『南北朝の宮廷誌—二条良基の仮名日記—』（臨川書店）2003・2・1

久保田順一『新田一族の盛衰』（あかぎ出版）2003・7・22

日本歴史大辞典編集委員会編『普及新版・日本歴史大辞典・別巻・日本歴史年表』（河出書房新社）1985・6・28

高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典・第二版』（角川書店）1974・12・25